

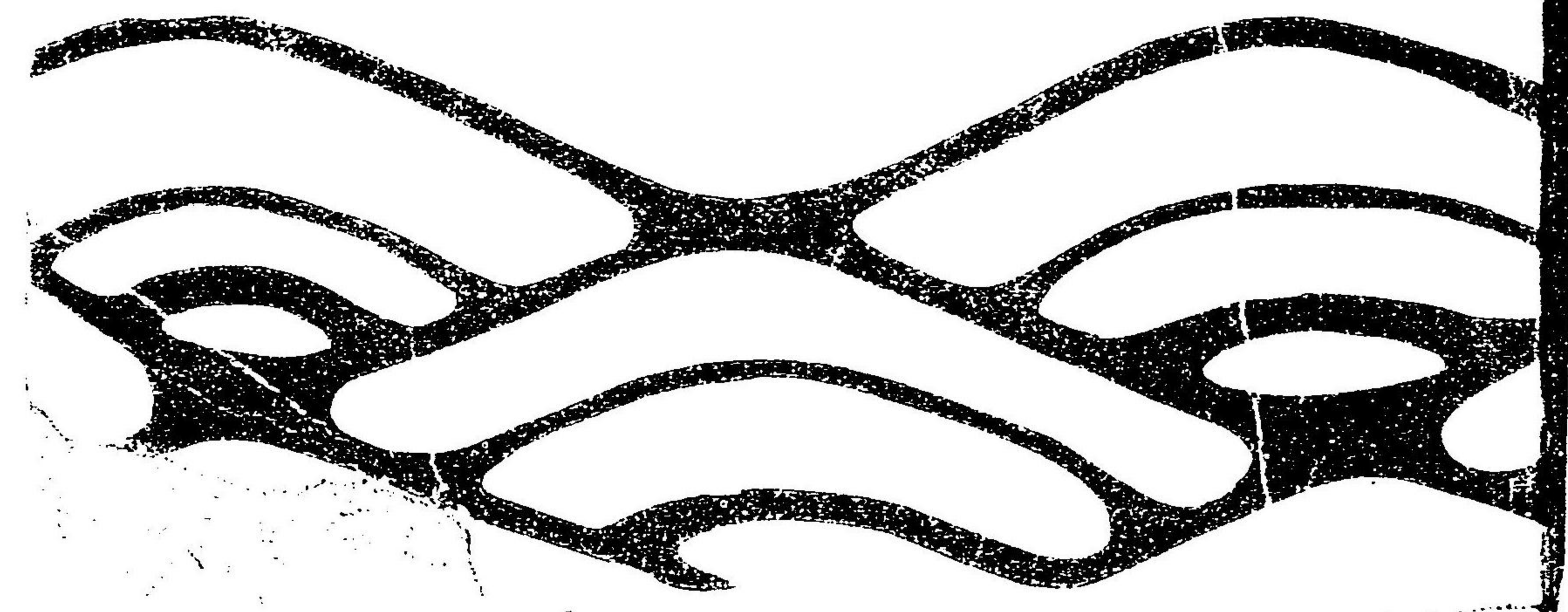
96  
180



匠瑳胤次君著

# 海軍

嵩山堂發行





緒言

十九世紀の末葉柏林條約調印せられ、普漏西勃興して、歐州現時の平衡を保持するに至れり。爾來歐州列國は漸く徒勞の變亂を厭ひ、國權の發揚は轉じて商權の擴張となり、一國經濟の消長は海上利權の興喪に依て左右せらるゝに至れり、而して地勢境を敵地に接し、劍影一度ひ動けば勝を山河に決するの國と雖も、猶眼を海上に放ち、或は航路擴張となり、殖民地經營となり、或は海員養成となり、資を海權の占得に費すもの比々皆然らざるはなかりき。是の時に當り米に碩儒あり馬鴻マウグと云ふ、一度ひ其著海上權力史論を公にするや、歐米の士争て之を讀み、其立論正鵠にして例證通確又動す可かざるを認め、遂に歐米列國の輿論をして益々海上權力の一日も忽にす可からざるを肝銘せしめたり。之を歴史に觀よ、幾多國運の盛衰は一つとして海權の消長に伴はざるものなきを、那翁百萬の虎熊も、一敗又英魯を制する能はず、豆大の本土を以て絶大の版圖を經營し坤圓到る處其利圈を植立するもの、蓋し海



權の英に壟斷せられつゝありしに非ずや、今や米獨露佛は年々巨多の國帑を靡して、軍艦製造に従事するもの、其海上利權の取得に外ならざればなり、時勢は推移せり、國內有限の土壤は克く一國經濟を支持する能はざるなり、米や地廣ふして肥饒荆棘未だ闢かず犁鋤未だ蒔らざるの地の幾萬方里ぞや、資金内に溢れ歐州市場到處其脅迫を蒙り、優に世界第一の富國となりたるにも不拘、布哇玖馬比利賓等然かも乗す可き機會あれば一小島嶼だも閑視せず、孜孜として經營扶植に努むるもの豈他あらんや、其商權を擁護し、國運の隆張を致す所の、海上權力の樹立を企圖するに非ざるなきを得んや、而して海權の占得は列國の争ふ所海に帆檣の影多くして國に堅艦の數を増し海軍整盛して國運之に伴ふは目下の趨勢に非ずや。

環海の一小國、年々歳々人口増殖して、地益々狭く、人は舊習に忤んで大勢の推移を知らず、高襟巧に扮するも、一飛絶海に鷹翼を試みるの雄なく、鎖國の迷夢猶ほ古老の腦裡に存して家庭の悪習兒孫をして怒濤の澎湃なるを恐れしめて玲瓏一碧の快味を知らざらしむるに至る。願れば開國五十年其間短しとなさず、地は絶好の位

置にあり一葦清韓に通じ一帆東南兩洋に至るを得可く而かも東漸の文明は吾人を迫害して幾多の刺激を與へしにも不拘、國中滔々として小事に狂奔し、眼前一尺の名利に汲々として又目を國外一步の海上に注ぐを忘れたり、觀よ、彼等西歐列國の慈悲倦まざる海事の發展は、瘴癘蠻雨萬里の波濤を犯して絶域の遺利を拾得して、洋の東西南北到處其國旗の潮風に飄らざるものなきに非ずや、而して彼等百方經營銳意益々海運事業の發達皇張を企圖し、此の天與の海利を増進して富國の術を講ずるに當て、我國たるもの豈拱然として閑却すべきの時ならんや。

明治廿七八年戰役に次ぎ北清事變の結果は、我國をして一躍強國の班に列せしめ、嘗て好で握手を他國に求めし事なき雄邦も、喜で對等の同盟を締結するに至りたるもの職として我國海事の發達然らしめたるに依らずんばあらず、回顧すれば黃海威海衛に支那精銳の艦隊を殲滅し海上の主權は一に我が左右する所となり十萬の貔貅海を渡て各地に大捷を博したりと雖も、當時我海事の發達甚だ幼稚なるものありて勝敗地を換ゆれば百萬虎憤の士ありと雖呆然彼等の侵掠に任じ只空しく海を睨んで



切齒扼腕するの外なかりしなり、然れども天祐を保全し允文允武なる天皇の威稜忠勇絶倫なる我が將士義憤奉公の國民は克く此難關を排除して又立つ可からざる創痕を化して更に冲天の勢を以て海事の飛躍をなさしめたり、之れ國民一般に海權の一日も忽諸に附す可からざるを知ると同時に、海事の益々發達せしめざる可からざるを認識せしめたる所以にして、戦後船舶噸數の増加は比年見る可からざる結果を現出せり、之を廿七八兩年の統計に徴せば、實に百四十七艘九萬八千六百六十噸の増加を來したり、殊に卅年の如きは船數百卅三艘噸數三萬九千四百六十噸の増加を見るに至り、爾後年々三萬餘噸の増加を爲し、近數年の間に多大の發達と共に船數實に四千六百餘艘噸數九千餘萬噸に達し、之を廿五年の統計船數六百十四艘噸數十二萬九千餘噸のものと較すれば、啻に霄壤の想のみならんや。

然れども去て支那東岸の各港に就て見よ、百貨山積、積み來り積去て、日夜船舶の輻輳するもの其數幾千なるを知らず、而かも艦邊旭旗の翻々たるもの其五分の一にも足らず、呼べば相應せんとするの一地に於て、尙且つ彼等遠來の客に此の無盡の

寶庫の管鑰を掌握せられつゝあり、況んや海路幾千里の南洋濠洲に於てをや、噫我國人たるもの國家進運の前途に當て何を以て國家經濟の大本となすか、語に曰く大の與ふる我取らざれば却て禍を受くと、然り古今東西の歴史は吾人を誨へて餘りあり、將に開發せられんとするの一大寶庫を前に控へ、西比利亞鐵道尼加羅加運河の開通は我國を驅て東西兩洋百貨集散の一大市場となさしめんとするに當て、此の天惠時運の好機を逸して、何んぞ建國の國是を彼此することを得べけんや、吾人益々海運の企圖發達を期せざるべからず、

而して海運の發達するに従ひ、我國の商業工業は増々外に向て其販路を擴張し、殖民移住を接して起り、富を招かずとも自づから來らん、然れども此の海運や、商業や、遂に國威を輝やかすに充分なる國旗の飄る所に従はざるべからず、馬鴻曰く、海上の主權は富を聚集すべき商業上の連接環にして、而かも之を有する國民の利益の爲め、他の國民に一種の税を拂はしむべき中央環なりと、蓋し國家が海軍に對し支山する經費は、其實國家の損失に歸するものに非ずして、實に海軍は一國商業に



對するの保護、外國に於ける自國民に與ふる援助、及び軍艦が其の檣頭に飄へず國旗の周圍に放つ所の光輝とによりて、國富の源泉となるものなり、  
 苟も列國の間に立ち、吾人外に向て其伸張政策を行はんとするに當て、其本然の任務を行はんと欲せば、勢ひ之が實行に必要な實力を確保すべき手段を有せざる可からず、今や第二次の海軍擴張せられて、第三次の擴張は將に來らんとする議會の討議に附せられんとす、誠に慶すべきの秋なりと雖も、之が後援たる可き國民の頭腦に果して海軍の如何なるものなりやを記するや否やを疑ふ、予の非才を省みず此一小冊子を著したるもの所以なきに非ず、只此の國家必須の機關に就き其概念を與へんが爲めなり、

### 目次

- 一 緒言.....一頁
- 一 總論.....一頁
- 一 官制.....七頁
  - 官制表.....官制表に就て概畧の説明
- 一 出身.....十一頁
  - 各科の士官及下士卒の出身
- 一 軍艦の權能.....二十一頁
- 一 軍艦平時の任務.....二十五頁
  - 國土保全.....人民保護.....船舶航海漁業等の安寧保護
  - 海賊取締.....中立權保護.....觀察.....國際的情誼
- 一 軍艦戰時の任務.....二十九頁
  - 制海權.....偵察.....封鎖.....臨檢搜索捕獲拿捕.....運送船護送
- 一 軍艦の類別.....三十七頁



一 海軍主要の武器	三十九頁
大砲	三十九頁
水雷	三十九頁
衝角	三十九頁
一 陸上設備	四十五頁
軍港要港	四十五頁
望樓	四十五頁
水雷衛所	四十五頁
石炭庫	四十五頁
一 軍艦の通信々號	四十六頁
一 艦内の生活	四十七頁
各室の有様	四十七頁
寢食	四十七頁
衣服	四十七頁
酒保	四十七頁
一 艦内の職員	五十七頁
一 海軍々人に要する性格	六十一頁
ジュリアンド、ラ、グラウ井エル及子ルソンの説	六十一頁
マカロフ將軍の司令官に要する性能の斷定	六十一頁
シヨミニー軍術要論及マルモン軍事教育の精神中の一節	六十一頁
ドラゴミローフ將軍の説	六十一頁
マカロフ將軍の下士卒に要する性能斷案	六十一頁
一 各國海軍義會	六十七頁
組織	六十七頁
目的	六十七頁
規則	六十七頁
効果	六十七頁
運動方法	六十七頁
發刊物及現況	六十七頁
佛國代議院海軍豫算委員の報告書の一節	六十七頁
一 列國海軍力比較表	百〇八頁
一 歐洲海軍の概況	百十一頁
一 附 錄	百廿九頁
獨逸皇帝及獨相ビエロー伯の演説	百廿九頁
海軍兵學校志願者心得	百廿九頁



# 海軍

## 總論

匝 瑳 胤 次 著

さて、海軍は如何なるものかと言ふと、とりもなほさず現時生存競争場裡に在て、自國の體面を維持し、自國の利益を保障する上から、一日も忽にすべからざる要衝と言ふの外は無いのである、余り喋々しなくつても、列國の上に眼を放ては、直ぐ判るので、自分等が意味ある列強と稱へて居る國々に、海軍の徴々たるものが無いのも知れる、そこで、國其ものが、列強の班に列り、相互の國際的關係が密接するに隨て、益々海軍の必要が増して來るので、つまり、今



では海軍の強弱で、直に其國の富強を卜する事が出来る様に成て来たのである、なせ、斯言ふ風に、海軍の必要が増して来たのかと言ふと、是迄幾盛衰のあつた、各國の歴史が誨へた結果で、即ち各國が自國の産物に海上輸送を始めたり、殖民地を諸所方々にこしらへたりして、海上の交通が段々頻繁と成て来ると、同時に、一國の富強が、海事發達の如何に依て消長する様に成て来た、慧敏なる國は海運の發達を努めて、其海軍を整盛し、一朝他國と開戦する場合に、直に其海軍を打破して、海上の主權を握り、そふして、敵國の海上貿易を脅したり、津々浦々の侵掠を擅にして、充分敵國を困弊せしむる手段を採て、同時に自國の海上の利權を擴張増進せしむる様にせねばならぬと、氣が付たか、之に反して、海軍を等閑に付して、海事の發達を圖らないか、若しくは一敗海上の利權を失た國は、多くの殖民地を失ひ、國威は日に傾て、國力又振はざるの境遇に立

ち至つたのである、彼の西班牙の末路を觀れば此邊の消息は直に判然とする、そこで、十九世紀の末造は此の海上の主權と言ふ事が歐米列國人民の頭に非常なる訓戒を與へたので、各國争て軍艦を製造したり、航海獎勵法を行たりして、天與の海利を取得する事を努めた結果が、現今の模様と成たのである、

當時は、列強が恰かも流行の様に争て海軍の擴張を遣て居るが、之は畢竟一國の生存上實に止むを得ないので、年々巨萬の財帑を費して、軍艦の製造に従事し、やれ、大砲の改良とか、水雷の改良とか、言て之れ日も足りない様な有様で居るのも、全く時勢の推移が然らしむる處で、若し此の海軍の薄弱な國は、例令陸軍が非常に強くつても、世界の檣舞臺では、一向口が利けなくなつて来たからである、で、海上交通の便が開けて来るに隨て、自國の人民は、諸々方々に出稼に行たり、拓植を企たり、やれ此事業を此處で起したら、多分



の利益があるから、何百萬圓放資したとか、やれ鑛山を開掘するとか、鐵道を敷設するとか言つて海外との經濟上の關係が頗る重大なるものと成り、百貨の集散は一層激甚を極め、海上の利權は、益々其價値を高めて來る、で一朝事が生じて敵國の爲めに、此等海上の主權を壟斷せられて、海外の交通杜絶する様な事が有たら、其國の蒙むる損害と言ふものは、計り知る可からざるものであらう、歐米列強の人民が、やれ彼處の國では、十年計畫で戰艦十二隻を造るとか、やれ彼處では速力廿五節の一等巡洋艦を造るとか、やれ彼處では二三年の後には十萬噸の海軍力を増すから自國でも、ごん／＼海軍擴張を遣て、彼處に負けない様に爲ねばならぬ、一體政府の擴張計畫が手緩いなぞと、頻りに絶叫して居るも、決して無理な次第でも、無駄な費でも、何でもないので、自國經營上全く止むを得ない仕儀時勢に成たのである、

翻て、日本現今の有様を見ると、斯の廿七八年戰役以前の國勢とは、霄壤の差がある、戰役以前には歐米列強は、日本を只極東に偏在する一小國とのみ思て居て、對等の仲間入は勿論、條約の改正を迫ても、中々聞入れなかつたのが、戰爭後、日本が支那精銳の海軍を殲滅して其海軍の侮る可からざるを示し、且つごし／＼海軍の擴張やら海運の發達を努めた結果、歐米列強は、目を圓ふして日本に注目する様に成り、東洋一面の海上主權が、日本海軍の左右する處となつたかの如くに、頻りに款を日本に通じ、今まで侮慢の鼻も、敬虎の辭と變し、條約改正は一も二もなく遂行する事が出來た、續て北清義和團事變に我海軍の一部の運動は、能く外國の識者に認められ、眞に日本は世界的日本として、列強の班に列するの價値が有る、苟も事を東洋に起すものは、日本の同意を得なければ、誠に莫大の不利益を生ずるなぞと、最早日本を單に新進の一小國と見るものは無







上の表で、概まし其脈絡が判る、それで上表に就て大畧の説明を爲るなれば、海軍大臣は、海軍々政を管理して、海軍々人軍屬を統督して、所轄の諸部を監督するのである、總務局では、大臣を佐け省務を整理し各局部の事務を監督し、公文書類、及成案文書の接受發送に關する事項、統計報告の調製、本省所管の經費豫算、會計監督等の事務を司て居るのである、軍務局では建制、編制、及役務に關する事項とか、軍紀風紀、戒發徵發、儀式禮式、教育演習、海上保安、運輸通信等に關する事項を管掌して居るので、人事局では凡て人事に關したる事項、醫務局は醫務衛生に關したる事項、經理局では金錢會計に關する萬般の事項を司て居るので、司法局では海軍々事司法に關する事項を管して居るのである、で元帥府とは如何なるものかと言ふと、軍事上に關して最高の顧問で、陸海軍大將で元帥府に列せられたるものが、大元帥陛下の軍務の顧問となる所で在る

軍事參議官とは帷幄の中に在て、軍事に關する機務に參議する官で、陸海兩大臣參謀總長教育總監海軍軍令部長等である、海軍軍令部とは陸軍の參謀本部と畧は同じ事で、國防用兵に關する事を掌て居る、海軍機關の中の最も重要な一部である、艦隊とは二艘以上の軍艦を以て編制し、編制の目的又は差遣する所の海洋、若は地方の名を冠して某艦隊と稱するので、必要に應じては水雷艇隊、水雷敷設隊、運送船、病院船、工作船、等を附隨する事が出来る、目下は常備艦隊の一隊か、在て、數艘の軍艦を支那朝鮮に派遣して、居留民の保護警備の任に當らしめて居るか、三笠出雲等の軍艦は日々日本周海及支那朝鮮浦鹽方面に遊戈して練習警備に努めて居る、鎮守府は、出師の準備、防禦の計畫、海軍區の警備、並に所轄諸部の事務を管掌する所で、各軍港に一宛置かれて居る、即ち横須賀、吳、佐世保、舞鶴の四鎮守府で帝國沿岸の警備に當て居る、又、要港部



と云ふものが在て、對馬、澎湖島、大湊の三箇所で各其要港の防禦、及其附近の海岸海面の警備を掌て居る、

先つざつと、海軍軍政に關しては此位に筆を擱て、次は此等軍政の活動を司て居る高等武官下士卒の出身に付て申述よふ、

## 出身

海軍高等武官には次の諸官がある、將校、機關官、軍醫官、主計官、造兵官、造船官、水路官、藥劑官等で、將校と稱するのは、上大將より、下少尉に至る迄での總稱で、實に軍隊の頭腦にして軍紀風紀を維持し、軍隊の指揮命令を掌る主體なのである、機關官は、機關の製造、改造、修理、保存等凡て艦船の機關を取扱ふ官である、軍醫官は醫務衛生を司り、主計官は金錢會計を司り、造兵官は大砲水雷等萬般の兵器を製造改良修理する官で、造船官は船艦の製造修理を司り、水路官は水路の測量、圖誌の調製、航海の保安測器等を司り、藥劑官は藥劑の調製を爲す官なのである、

下士卒には又次の諸科がある、即ち水兵、機關兵、鍛冶、木工、筆記、信號兵、看護、船匠手、厨宰、主厨等中々其種類が多い、で水兵の中でも、又掌砲兵、掌水雷兵、等があり、機關兵の中でも、又機關工、水雷工等と分かれて居る、

是等か又何をするかと言ふと、水兵は軍隊構成の骨髄で、大砲を撃たり、水雷を發射したり、端艇を漕たり、或は陸戰隊となつて大沽の砲臺を乗取たりするのは、皆此の水兵の爲る仕事である、機關兵と言のは、即ち字の通り艦船の機關を取扱ふので、鍛冶は鍛冶屋の仕事、木工は大工の仕事、筆記は諸文書を取扱ひ、信號兵は信號の事を司り、看護は病人を取扱ひ、主厨は賄ひをするのである、が此多の種類**陸**の兵員は、互に相待て離る可からざるもので、皆軍體教育を受けた上で、夫れそれ、専門の技術を教へられるのである。

廣島縣下安藝國に、江田島と言ふ島が在る、全島余り樹木は生へて



居ないが、盡々たる山勢は四周を圍んで中に一大灣を湛へて居る、其灣に面して熱帯地方の殖民地でもあるかの様に、高低無數の樹蔭に、白亜鼠色の西洋館が點綴せられ、中に三大建築物があつて、前面一帯芝生の運動場となり。周らすに遙遙長蛇の如き「コンクリート」製の高塀を以て外間との交通を遮断して居る、是れが即ち帝國海軍將校を養生する唯一の兵學校である、もと此の江田島と言ふ所は、極くくの寒村であつて、廿二年に兵學校が東京から此地らへ引けて來た時分には、蓬頭垢面、女だか男だか判からなかつた様な次第で、實に山家の生活を送て外部との交通甚だ稀であつた、其後兵學校が建て、追々人が入込むで、今では宿屋も二軒もあり、雜誌屋、菓子屋、郵便局電信局などが出來て一通りのものは有るけれども、何にしる地積か許さないから、未だ中々町らしきものは出來ないのである、茲處で、目下は六百の健兒が朝夕撓み無く、文武の研

鑽に脇目もふらず、一心に勉強して居る、圖書館はあり、集會所はあり、諸試験用の器械とか、兵器艦船の型もてらなどは、處狭きまで陳列せられて居る、で恰かも一個の樂園の觀があるか、中々日々習得する課業は多様に涉て、やれ航海術とか、砲術とか、運用術とか、機關術とか、普通學とか、語學とか、夫れはく忙しき事で、入校から卒業まで、三年の間は無中に日が終つて、行くのである、それから卒業試験も了て、證書を貰て、海軍少尉候補生と爲て、金筋を巻て、遠洋航海の迎に來る軍艦か、江田島灣に投錨した時の心持は、人生最も得意な時代で、其快感は筆の上では容易に述ぶる事が出來ない、只其場合に遭遇した人の知つて居るばかりである、そこで是等の候補生は、軍艦に搭乗して愈々實地の研究を始めるので、乗りたての一二月は、日本周海を巡航して、諸所の工場とか學校などを見學して、所見を擴め最後に、恐れ多くも大元帥陛下の拜謁を賜はり、



軍艦水雷艇に送られ、「ロングサイン」の曲哀れに、富士の白雪後に、静々遠洋航海の途に就くのである、向ふ所は亞米利加か、澳大利亞、到る處紳士淑女の歓迎を受け、出る日入る日に、海島を伴として、六ヶ月を異邦の海上に、練磨を遂げるのである、

次は機關學校、之れは横須賀に在て、海軍機關官を養生する唯一の學校である、之れは三年四ヶ月で卒業するので、少機關士候補生となつて、軍艦に乗り實地の練習をするのは、少尉候補生と異なつた事は無い、此の兵學校と機關學校とは共に尋常中學卒業程度の學力を有し、毎年各地で、募集する成規の試験に及第した者を生徒に採用するのである、

それから軍醫、主計官は成規の試験に及第した者を、夫々の候補生として採用し、軍醫學校なり、主計官練習所なりに入れて、一年間練習させるのである、

造兵とか、造船とかの諸官は、大抵大學卒業生から採用して、直に中技士とするので、多くは造兵廠とか、造船廠の陸勤めに當かふか、又實地練習の爲め軍艦に乗せる事もある、是等は研學の爲め大抵外國に派遣せられる、先づさつと高等武官の出身は之で止めて、次は下士卒の出身事情を述べよふ、

海軍では、陸軍と違て、日常見たり、聞たり爲る仕事は、海事とか軍事の事情に乏しい我國民の頭には、凡て新規の感想を與へるので、例令海軍兵に爲る以前に船乗を仕て居たものでも、大砲とか水雷とかを見れば、只呆然とするの外はないので、殊に山國あたりから出て來たものは、凡ての事が目新らしくつて、中々一月や半年位では、物の用に立つ事が出来る所か、日常遣ふ器物の名稱も、覺ゆる事が出来ないのである、それだから、海軍下士卒の服務期限は、陸軍よりも甚だ長いので、志願兵では八箇年、徴兵が四ヶ年、下士のが六



箇年と、こゝ言ふ風に年限が比較的長いが、又陸軍よりも余程の特  
點がある、即ち恩給と言ひ、家族扶助と言ひ、平常の手當支給と言  
ひ、夫は、多くの特點が與へられて居るのである、で志願兵はど  
う言ふものを採るかと言ふと、次の志願兵條例を見ると判る、

海軍志願兵條例

第一條 海軍志願兵トハ海軍兵役ニ服センコトヲ志願シ認可ヲ得海軍志願兵籍ニ  
編入セラレタル者ヲ謂フ

第二條 海軍志願兵トシテ徵募スヘキ卒ノ種別左ノ如シ

水兵、信號兵、軍樂生、木工、機關兵、鍛冶、看護、主厨

第三條 零

第四條 志願兵ノ徵募ハ其年ニ族テ左ノ各項ニ適合スル者ニ就キ之ヲ行フ

- 一 水兵、機關兵ハ十七年以上二十一年未滿
- 二 木工、鍛冶、看護、主厨ハ十七年以上廿六年未滿

三 軍樂生ハ十六年以上十九年未滿

第五條

左ニ掲グル者ハ志願兵ノ徵募ニ應スルコトヲ得ス

- 一 陸軍ノ豫備役及後備役ニ在ル者
  - 二 徵兵令第二十八條ニ當ル者
  - 三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ賭博犯ノ處分ヲ受ケタル者
  - 四 刑事被告人
  - 五 復權ヲ得カル家資分散者破産者若ハ其相続人
  - 六 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者若クハ其相続人
- 第六條 軍樂生ニシテ入團隊三箇月ヲ經過シ技藝發達ノ目途ナキ者ハ軍樂生ヲ免  
ス

第七條

志願兵ノ服役ハ海軍下士卒服役條令ニ依ル（八箇年）

第八條

志願兵現役中ハ家族アルモノニ限り扶助金トシテ一ヶ月金八十五錢ヲ其  
ノ家族ニ給ス但シ左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ其ノ間支給ヲ停止ス



一 檀ニ艦船團其ノ他各部ヲ離レ若ハ職役ヲ離レ若クハ允許ヲ得テ他方ニ赴キ故ナク歸著ノ期限ニ後レ二箇月ヲ過キタルトキハ其ノ翌日ヨリ自首若クハ捕縛ノ前月マテ

二 禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ翌月ヨリ刑期滿限マテ

第九條 海軍大臣ハ志願兵徵募ノ爲メ海軍志願兵徵募區ヲ定メ鎮守府ヲシテ之ヲ管セシム

第十條 海軍大臣ハ毎年志願兵トシテ採用スベキ人員ヲ定メ鎮守府ヲシテ徵募セシム

附 海軍志願兵徵募細則ノ一

第十四條 志願人ノ身體検査合格者ヲ甲乙ノ二種ニ分チ先ヅ甲種合格者ヲ採用シ次ニ乙種合格者ニ及ボスモノトス特ニ學藝優等ナルモノアルキハ前項ノ順序ニ依ラサルコトヲ得

第十五條 木工鍛冶ニ志願ノ者ハ一箇年以上該職業ニ服セシ者ニ限り採用ス其證

明書ハ市町村長ヨリ巡廻ノ兵事官ニ出スベシ

第十六條 軍樂生、看護志願者ハ身體検査ニ合格スト雖讀書、作文、算術ノ試験ニ合格セサレハ採用セス

讀書ハ平易ナル漢文交リ文、作文ハ通俗文、算術ハ四則ヲ解シ得ルノ程度トス

第十七條 身體ノ検査及讀書作文、算術ノ試験ニ合格スト雖他ノ原因ニ依リ兵事官ニ於テ海軍兵ニ適セサル者ト認ムルトキハ採用セサルコトアルヘシ夫れから徵兵は、陸軍の徵兵と同じ事左の項目に依て、選抜抽籤して採用するのである、

- 一 水兵ハ成ルベク帆、錨、舵、櫓等ノ使用ニ慣レタルモノ
- 二 機關兵ハ成ルベク汽機汽罐ノ取扱又ハ火焚ノ業ニ慣レタル者
- 三 軍樂生ハ齒列齊正ニシテ且指節ノ強剛ナラサルモノ
- 四 木工鍛冶ハ成ルベク其職業ニ慣レタルモノ



五 看護ハ成ルベク患者ノ取扱ニ慣レタルモノ

六 主厨ハ成ルベク割烹ノ職ニ慣レタルモノ

でかう云ふ風に採用された兵員は、各管區の横須賀なり、吳なり、佐世保、舞鶴等の軍港に於ける海兵團に集收して、(左向ヶ左)(右向ヶ右)から仕上で、段々特種の技藝を教へ込むので、其れから軍艦に乗せて、航海演習操練等、汐風の上で實地を鍛へ上げるのである、で砲員に成て敵を一弾の下に撃破しよふと思たら、志願して砲術練習所に入所し、専門の技術を覺へて來て、掌砲兵となり、又一發堅艦を轟沈せしむる水雷が好きなら、やはり志願で、水雷術練習所に入り、掌水雷兵と成る事が出来るのである、又外に機關術練習所とか、看護練習所とかの諸學校が在て、夫々専門の技術を教授して居る、

夫れから海軍の下士官は、皆卒から撰抜して試験に及第したもので

## 軍艦の権能

り採用するので、是れには毎年二回の拔擢試験がある、だから品行方正で、克く職務に勉強し、技藝熟達のもものは、ごんごん進級して下士と成り、准士官となり、兵曹長と爲り、中尉相當官迄行けるのである、

次は是等出身した、高等武官下士卒が、海上なり、陸上なりで、ごんな事を爲て居るかを申述べよふ、が一體此の軍艦と言ふものがどれ程の権能を持て居るものかと言ふ事を、注意して置ねばならぬ、軍艦は一國の主權を代表して居るので、其艦に翻々として居る軍艦旗は、例令如何なる場合でも、外國の主權の爲め侵さるゝ事がない、即ち外國領海又は公海に於て、將官旗なり、代將旗なり、長旒を掲げて海軍將校が指揮する艦船は、皆外國政府の干渉を受くる事が無い、若し強て之に干渉を加へむとする場合には、兵力に訴へて拒絶する事が出来る、又軍艦は外國の法權には一向服従は爲ないので、



從て外國の警察權、裁判權、臨檢搜查權等の艦内に行はるゝを許さないのみならず、そう云ふ任務を帶て居る官吏か、艦内に來るのすら許さないのである、又軍艦には、外國に對し納税の義務は無いで、常に主權に伴ふ尊敬と、禮遇を受くるのである、夫れから又帝國軍艦内に起りたる犯罪は、軍艦の公海に在る時と、外國領海内に在る時とを問はず、犯罪者の、帝國臣民たるに、外國臣民たるに、又は其犯罪の性質が如何なるものであるとも、一々帝國の法律及彼我の條約に依て取扱ふので、例へば帝國軍艦か、浦鹽斯德に碇泊して居つた時に、露西亞の人間が、日本の軍艦内に入つて犯罪行為をする事があるかも知れぬ、其人間は、土地も露西亞、人間も露西亞であつても、矢張り日本の軍艦内に來て犯罪をすれば、軍艦は日本の領土なりと言ふ原則から、日本の權力を行ふ事に爲るのである、で一旦軍艦を離れて、軍艦の乗組員か陸上で犯罪を爲して捕へられ

た時分には、其指揮官は其地の所轄廳に罪人引渡しを請求する事が出来る、が之れは日本の領土を離れて犯した罪で最早日本の主權が行渡して居るのでなく、全く外國の主權の下に服従せねばならないので、日本と向ふの國との間に罪人引渡條約でも締結してない以上は、強請する事は出來ない、けれども一應は請求して見る、事が余り重大でもなく、又は犯罪を構成して居ない場合とか、或は先方の厚意で渡して呉れる事があるから、之の請求は結局損はないのである、それに又こう云ふ事がある、もとゞゞ此者が外國で犯罪をして來た者と、判然して居る時は、之れを艦内に入れるのは、國際上大に圓滿を欠く次第であるが、若し其當初犯罪人と知らずして之れを艦内に容るゝ事の許した以上は、最早其地の警察位か、罪人引渡を請求しても、中々應ずる事を爲ないので、正式に外交上の手續を経るに非れば、之を他に引渡す事はないのである、又外國で政治上の



争亂か有て、之に關係して居る者か、どうか軍艦の庇護に預り度いと願て來たら、指揮官は之を艦内に保護する事が出来る、此場合に他の勝利を得たるものから、之が引渡を請求しよふか、こちらでは之に應ずる義務は無いので、充分其人間を保護して遣る事が出来るので、此例は偶々遭遇する所である、今其實例を挙げたらば千八百九十一年智利で内亂が有て、大統領「バルマセダ」の舊政府は新政府の爲めに打斃されて仕舞たものだから、舊政府黨の人間は、折柄「ヴァルパライソ」に碇泊して居た英米獨の軍艦に逃れて、其保護を願た、そこで此等の黨員は新政府より、欠席裁判を受けて常時犯の宣告を受けた者の外は、引渡を拒むで、之を國外に輸送した事がある、以上あらまし列記した様な軍艦には非常な特權が有て、之を一括して言へば、軍艦は一定の旗章と吏員が結合して、一國の主權を代表する移動機關であると言ふ事が出来る。

平時  
軍艦の任  
務

斯の如き多くの特權を有して居る軍艦が、果して如何なる任務をして一國の外交と離る可からざる關係が生ずるか云ふと、全體海軍は全く陸軍と異て、陸軍では、戦時でない時は殆むど外國領内に入する事が出来ない、若し平時に於て、外國領内に武装した軍隊が、上陸でもすると、直に其國の主權を侵した事に爲つて、事甚だ面倒と爲り、國際的紛議が惹起する、けれども海軍であつて見ると、外國の領海内に入出入するのは當前の事で、其國で特に禁じてある港灣の外は、何處でも出入差支ないのである、畢竟海軍なるものが、一國の主權を代表して、國民の名譽威嚴を保持して居るから、外國の主權内に入れば、直接國と國との關係と爲て、從て外交上多大の關係を生ずる様に爲るのである。

一國には、自主權自衛權と稱して立派なる權利が有るので、此權利を失た國は、即ち一國の存在を失た國となる、此權利は決して外か



ら彼是關涉を受けたり、侵害を蒙むるものではない、が此の特權は又それだけの保護が要るので、若し此保護を怠ると、忽ち他の侵害を蒙て一國の體面を汚すのである、而して此特權を保護して居るのは、何かと言ふと外交で、軍艦か又其補助を爲て居るのである、つまり外交が破れて、續て起る戦争行爲か、最後の保護者と爲るのだけれども、此戦争行爲に成るまでに、外交と軍艦とが外に對して一國の自主平等自衛の諸權利を保護して居るのである、追々列擧する事項で海軍の任務を知られてもらいたい、が些と注意して置くのは、可成判り切て居る任務は畧して云はないから、其積で讀で貰たい先づ平時に於けるものから申述よふ

軍艦元來の性質から、いざ戦争と成て、敵を挫き、砲臺を乗取たりするのが生來の面目なのではない、平時に於て、帝國の主權を保護し、公益を擁護し、海上の護法者となり、一般船舶の模範となり、

するので、誠に平時の任務が、複雑多端である、今茲處に臺灣の土人が獨立を企てたとする、或他の外國では、土人を助けて、武器、彈藥、人員等を臺灣に輸入して、其加勢をするものが有た時には、軍艦は、此の國法違犯の所爲に對し、充分の取締を爲ねばならぬ、即ち國土保全の爲めに軍艦の必要が生ずる、又人民保護は、直接に領事なり、公使が有て、保護の任を執て居るけれども、いざ實力を要する場合には、直に軍艦の力を藉らなければならぬ、又帝國領海内に於ける船舶、及び領海外に在ても、日本の旗章を掲揚して居る、船舶に對して其安寧、秩序、航海保安、漁業保護等の爲めに行ふ、海上警察事務も司らなければならぬ、殊に海賊の出沒する洋海に於ける、唯一の保護者は、軍艦の外はない、若又自國か交戰國の一方でなく、嚴正なる局外中立を宣言した場合に、其中立權を侵害する船舶を取締まるのも、軍艦の一大任務である、又外交上、他國の觀



察と云ふ事は、中々大切な事で、領事なり、公使なりが、種々の方面に觀察を怠らない様に仕て居るが、此の軍事の事情には、矢張専門的の眼光が必要なので、爲めに公使館附武官が、派遣されて居るけれど、主に陸上に在て、觀察を仕て居るから、海上の事情には精通する事が出来ない、其邊は此軍艦が觀察するに適して居るから、常に海上の事情は、軍艦が觀察報告するのである、又某國と國際的紛議が生じて、其談判が甚だ纏まりにくい場合に、其地の外交官なり、領事から、軍艦の示威運動を遣て呉れいと云ふ時には、克く前後の事情を察して、是れならば示威運動をする必要價值があると見れば、宜しく示威運動をして、外交上の目的を達せしむる事もある、殊に我外交官の居ない場所で、或る事變が生じて帝國臣民が非常なる危害を蒙り、其國の政府で充分保護の任務を執らない様な場合には、此軍艦は陸戰隊を上陸せしめて、居留民を保護するとか、若くば居

留民を艦内に引取るとかして、直接外交的獨立行動を執るのである、又段々に國際的情誼に關して、軍艦の必要が段々増して來た、つまり軍艦は、其國民の感情を代表して居るので、國民が他國に對して惡感を抱て居る場合には、其軍艦は又他國の軍艦に對して、冷淡な行動を探り、國民が厚意を有する時は、軍艦もやはり厚意を以て交はるので、此等の實例は、歐羅巴では始終行れて居る、斯の露佛同盟で露國艦隊が佛國を訪問し、佛國では狂せん許りの歓迎を之に與へて、其同盟が愈鞏固となつた、又伊太利艦隊が、昨年「ツローン」を訪問して、年來不和なりし國民の和解を表證した事等、軍艦の行動が外交に關する事は至大である、去年淺間高砂か、英皇戴冠式に參列して、非常な款待を受け、歸途暹羅に寄航して、兩國の和親を鞏ふしたなどは、此種の好適例である、又平常諸所方々の水路を測量探究して航海者の安全を計るのも軍艦の任務である、で支那朝鮮



に居留して居る帝國臣民は、往々無智の不頼漢や、暴徒の爲めに非常な危害を被る、けれども處の政廳は一向保護の任務を盡さない事が屢々起る、此時に際し我居留民は切齒扼腕して、彼等の凌辱を耐へ忍ぶのである、勿論我外交官は充分の保護を居留民に盡すが、外交官の下には兵力が無いから、いざと云ふ場合には、何の役にも立たない、此時大なり小なり軍艦の外観を備へたものが、其港にでも投錨すれば、今迄暴れにくた鼠賊は、實に其名の如く、何れへか遁潜して、又再び居留民に害を及ぼす事は無のである、夫れだから海外に在住して居る臣民は、此軍艦に對して中々内地人の豫想すべからざる歡迎の意を表するのである、

軍艦平時の任務は此位で止めよふ、次は戦時の任務

海軍戦畧の上から、何が最も必要であるかと謂と、制海權を占得るのである、此制海權と謂ふのは、常に一國の盛衰を左右して居る

軍艦  
戦時の  
任務

ので、殊に我國の如き、四周皆海の國は、海上輸送に非れば、一兵も海外に出す事が出来ない、常に非常の場合に際して、海上を制するのみならず、平時に於ても、帝國の利害に關する海上の主權は、飽まで取得するの準備を爲て置かねばならぬ、之れが爲め軍港要港を設けたり、演習操練等を行て、此方面には日本に此丈の、強力なる準備がある、此の海上は決して日本の主權より離るゝものではない、と謂ふ事を、豫め諸外國に示して置かねばならぬ、で一朝平和が破れて、戦争行爲が開始せらるゝ様に爲たならば、今まで平時此海面は、日本が制し居たから、容易に敵國の爲め此の海面の交通を遮斷妨害せらるゝ事はあるまいなぞとは、中々謂て居られないので、第一花々敷海戦とか、壓迫を施して、海上の敵を掃蕩滅却して、制海權の占得を現實にせねばならぬ、斯の西班牙が玖馬とか馬尼刺を亡たのも、皆交戦國艦隊の爲め、本國との海上交通を遮斷せられた



結果で、明治廿七八年戦役に於て、支那艦隊は黃海に破れ、威海衛に封鎖せられて又海上に出で、帝國の海運に妨害を與へる事が出来なくなつたから、第二軍は運送船數十艘に搭乘して、遼東半島、榮城灣等に上陸して、聊かも敵の爲め海上の脅迫を受けた事がなかつたのである、若し此際制海權の取得が、確實で無かつたならば、到底這般の大輸送は愚か、一兵も敵國に出す事が出来なかつたかも知れぬ、此邊は軍令部長なり、司令長官なりの大に苦心慘憺した所で、海軍戦畧上重大なる任務であるのである、

制海權を現實にする爲め、海軍は種々の行動を行はねばならぬ、此行動がとりもなほさず、海軍戦時の任務の主要部分となるのである、開戦と共に敵艦隊の動靜を知悉する事が必要となる、即ち偵察の任務が始るので、此偵察には威力偵察と、普通の偵察と有て、敵の情況に應じて、快速の巡洋艦を派遣して偵察せしむるとか、或は有勢

なる一艦隊を派遣して、不時の海戦に備へつゝ、敵艦隊の様子を探る事もある、開戦以前から敵國の情況の大畧は判て居るのが、當時の戦争では通例であるけれども、此偵察は殊の外必要なるもので、偵察の結果、或は敵艦隊封鎖となり、一大決戦となり、運送船護衛となり、砲臺攻撃、陸戦隊上陸となりするのである、以下逐次此等に就て概畧を申述よふ、

封鎖には、直接と、間接との二種あつて、共に兵力を以て敵國の港灣、若は海岸一定の場所に對する、其國の艦船或は中立國船舶の出入を杜絶するのである、直接封鎖と稱するのは、優勢なる我艦隊を以て、常に敵の港灣を監視し、敵國の艦船を港内に閉塞墊居せしめて、決して港灣を脱出する事、能はざる様にするのである、彼の廿七八年戦役の威海衛に於ける封鎖の如きものを言ふのである、間接封鎖とは、通例我艦隊の一部を派して敵港灣の監視に備へ、我艦隊



の主力は、封鎖を脱せんとする艦船に對して、直に其逃路を遮斷し或は之を撃破するに容易なる、他の地点に在て、敵をして最早封鎖を脱するの念慮を斷たしむる様にするを云ふのである、次に封鎖に附隨する臨檢搜索、捕獲拿捕の大畧を話して置かふ、

臨檢搜索とは敵性船舶であるか、戰時禁制海運に従事して居る船であるか等を檢査するので、交戰國の正當の權利である、なせこふ言ふ事をするかと云ふと、眞正の中立國商船でも、其中立違反の行爲をしたり、敵の船舶で中立國の旗章の下に匿れて居るものが、間々有るので、誠に面倒な仕事であるが、やはり海軍では、之れを行はねばならぬ、

で何時何處で何船に向て臨檢するかと云ふと、開戦の時から媾和に至るまでの間、公海及交戰國及同盟國の領海内では、外國商船に向て凡て之を行ふ事が出来るので、只中立國の沿岸及内海では臨檢搜索を行ふ事が出来ない、夫れに中立國の軍艦及中立政

府の官船御用船に對しては、其國の政府が自から監督の任を執て、決して中立違反の行爲に出でしめぬと云ふ、保證をして居るから、此等の艦船に向ては、臨檢搜索を行ふ事が出来ないのである、其手續は何んなものかと云ふと、先づ第一進航停止を命するので、臨檢せむとする軍艦では、其船舶に向て空砲一發して、近寄れ又は停止せよと信號すると同時に、必ず自國の國旗を掲揚するので、若し最初の信號で、其命令に應せず、逃走せんする形跡を認むる時は、船首前面の海中に、實彈一發を放つのである、此の如くしても尙前進を續行する時は、最早容赦はない、斷然實彈を以て船體に射込むのである、そこで是等の船舶が命令に従て停止すれば、第二に書類の檢査に取掛るので、之は本艦に持歸るが、其船内で檢査をするかの二様があつて、先づ船籍證明書類、航海証書類、載貨証書類を檢査し、次に船内の搜索を行ふのである、狡猾な船長などは書類を偽造



したり、戦時禁制品を巧に隠匿するから、搜索に向た者は、透徹の眼を以て彼等の奸曲を發かなければならぬ、而して臨檢に對する行為が不當なるか、船内書類に不審の點があるか、敵船たる事明瞭なるか、中立違犯の所爲があると認めたらば、即刻之を拿捕して、引致の上捕獲審判所に交附するのである、

次は運送船護衛 之が又非常に困難な任務で、通航海面一體の敵を掃蕩して仕舞ても、尙ほ敵地上陸に際して、豫め敵を牽制するとか、陸戦隊を上陸せしめて、附近陸岸の占領を確實にし、不時の急襲に備ふるの準備を爲て置かねばならぬ、況して敵の軍艦か通航海面に出没して居る時に、多數の運送船を護送するのは、實に危険な仕事で、若し斯ふ云ふ場合に遭遇した艦長連の心痛は如何ばかりであるか判らないのである、已に運送艦に乗て海上に一步を踏出だした、陸軍は全く戦闘力を失たもので、敵彈一個にも値せないのである、

だから若し護送中敵の艦隊にでも遭遇した時には、此運送船は一つも味方の役には立たないで、全く味方艦隊に至大の弱點を負はしむる厄介ものと成るのである、で若し己れが護送する運送船にして、敵火の下に沈没破壊されでもすると、護送艦隊の指揮官は、責任を以て之を償ふの所置を執らなければならぬ、實に其事容易なるに似て、至難なるは此運送船護送の任務である、

敵艦隊の未だ殲滅せられて居ない場合は、海軍戦術上大に忌むべき事では有るが、又敵國要塞の砲撃も爲なければならぬ、或は陸軍と相協同して、敵艦隊の牽制、上陸地點の援護、背面の掃蕩等戦時に於ける海軍の任務は、多々益々辯すで、一朝小冊子の能く悉す處でない、

次は此等多様の任務を遂行するに、果して如何なる艦艇、武器、設備か現時の海軍に採用されて居るかど、言ふ事を極くざつと述べよ



## 別軍艦の種別

ふ、

先づ軍艦の種別 第一戦闘艦、勿論島の如き軍艦、攻撃、防禦兼ね備はる最も有勢な軍艦で、實に艦隊戦闘の主體となるものである、三笠敷島等一萬五千余噸の大々的浮城である、第二巡洋艦此巡洋艦には一、二、三等の等級があつて、一等のものは攻撃、防禦共戦闘艦に彷彿たるもので、殊に速力の點に於ては戦闘艦に優て居る、二三等巡洋艦は大に攻撃防禦の點に於て、一等のものより劣て居るか、又速力の點に於ては、新式艦なれば必ず勝て居る、で戦闘艦と巡洋艦との區別の主點は、速力で甲は攻撃防禦の二力増々多からん事を欲し、乙は速力の點に於て増々優等ならむと欲するので、つまり戦闘艦は戦闘中主體となり、巡洋艦は其耳目手足となるのである。第三報知艦 輕快駿速なる軍艦で、通信偵察等の任務を行ふものと言ふ。第四砲艦 余り艦體の大きくない割合に、比較的大砲の有力量

なのを備へて居る、それに吃水が淺いから、大抵の港灣に侵入して陸岸近く砲撃する事が出来る。第五水雷驅逐艦 之れは全く軍艦と趣きを異にして専ら水雷艇を驅逐し、又自から水雷を發射して敵艦を轟沈せしむるのである、艦體は薄べらな鋼で出來て、小口徑の大砲と、魚形水雷發射管を具備して居る許りである、が其速力の快駿なるは、驚くばかりで、一時間四十哩も航走するのが有る、恰かも隼の様な實に恐ろしきものである。第六水雷艇 其艇體増々小にして其速力又快速、専ら敵に奇襲を行ひ魚形水雷一發堅艦を沈めむとする、言はゞ甚だ圖々しいものである、其他海防艦とか水雷砲艦とか水雷母艦とかあるけれど専門家でない以上はあまり委しい事が、却て煩雜の本になるから、軍艦の類別は此位で止めて、次は海軍主要の武器に移るふ、

## 海軍の武器

海軍主要の武器は、大砲水雷である、大砲は近來著るしき發達をな



し、射撃の速度、彈丸進行速力等は漸次進歩改善されて、殆んど其底止する處を知らない位である、夫れに無烟火藥が發明されてから、各種の大砲に採用せられ、砲烟の爲め射手の目を掩ふ様な事が無くなつたから、速射砲の様なものか出來て、發射準備は簡便迅速となり、照準器は精密となり、火藥瓦斯壓力は驚く可く増進し、彈丸は大きく、重く、堅く成て頗る優勢なるものと爲た、我國では目下松島、橋立、嚴島の三艦に裝備する卅二珊の巨砲から、當時張りくゝの戦艦三笠八島等にある十二吋砲やら八吋六吋速射砲、十二斤四十七密米の小口径砲に至るまで、各種悉く新式の大砲が備て居る、が又攻撃の方で斯言ふ具合に進歩して行くに隨て、防禦の方も中々黙ては居ない、即ち軍艦に裝する甲板は漸次其強度を増し、やれ尼結爾鋼とか、「ハルウエイ」鋼とか言て、又其厚さとか、配置法を考究研磨怠ないのである、夫れに軍艦の構造は艦内を數十の區劃に分ち、

直壁防護とか、陰砲塔壁とか種々工夫を凝らして、大砲に負けない様に爲て居る、

水雷 此の水雷に付ては海軍のものでない人は、如何んなものかと云ふ想像も付かないので、水雷には大別して、魚形水雷と、敷設水雷の二つと成る、魚形水雷とは、字の如く頗る鱗の大きい様なもので、先づ長さが二間ばかりで、大きさが差し渡し一尺五寸程の物である、此の大きな物が鋼なり混合金屬で製らへられて、鰭なり尾なりが付て居る、で此の魚形水雷を發射管（魚形水雷を大砲の彈とすれば發射管は大砲である）から打出すと、水雷は自分獨りで水雷の體内に裝填せられた、壓搾空氣が膨張するに連れて、水雷自身の機械を運轉し、其尾の處にある螺旋輪に急速なる廻轉を與へ、汽船の進行すると同様に非常の速力で、進行するので、勿論水面から一二間の下を通して、敵艦目懸けて驀然らに進んで行くのである、それで敵



艦に当たが最後、水雷の頭に仕込んである、火薬は破裂して、敵艦の底には大なる潰水口を穿ち、見る／＼中に敵艦沈没の惨状を呈するのである、以前は此の水雷が五百間許りしか達しなかつたのが、今では千間以上も進行する様に爲た、誠に恐ろしい武器である、夫れから敷設水雷と稱するのは、敵の港湾なり、自國の港湾、海峡等に沈置して、敵艦か其上を通過した時、陸上から電氣で沈置水雷の火薬に火を付け、破裂せしむるのである、又丁度敵艦通過の際、其船底か沈置した水雷罐に觸れる位にして置て、敵艦の底一度び之に觸るゝや否や、轟然自發、敵艦を沈没せしむるものもある、で此水雷罐は鐵で出来て、圓いのも凝形のもありて、中には五百斤の綿火薬か裝填せられて居るものもある、

衝角<sup>ブク</sup> 此れは海軍の兵器と稱するのは、少しく妥當を失するかも知れぬが、兎に角一時は余程恐ろしきものとして、注意せられたもの

であつた、で此衝角は軍艦の艦首で、水面から一間許り下の方に極く堅牢な、鋼鉄で造た尖頭である、

艦首<sup>艦首</sup> 上圖のA點 一體之れは何をするかといふと、自艦の優等A艦首なる速力を利用して、敵艦の後方よりするか、或は遁逃する敵艦の航路を遮り、或は亂軍に際し大砲水雷は早や敵火の害する處となり、最早詮方なしの死者狂で、敵の艦腹目懸けて、此衝角を突込み、そふして勝を制するのである、つまり敵艦と衝突を試みて之を沈没せしむる手段で、多少暴虎馮河的ではあるか、又極めて勇壯活潑な仕事である、喇叭一聲、衝突用意の號令が掛たら、艦員は總て及ぶ限り、種々の不動物に取り縋り、衝突より生ずる艦體の激動に耐へなければならぬ、若し浮かりして居ると、忽ち墜落輾倒して、大怪我をせねばならぬ事になる、日常操練で此喇叭が鳴ると、艦員總てが、我も／＼と、いろんな物に取縋るのは、随分見物である、



## 陸上設備

次は陸上の設備 第一か軍港で、此處には造船所も在れば、船渠もある、兵器廠に需品庫、衣糧庫に、石炭庫、火薬庫等と、萬般の機關が具備されて居る、勿論艦隊の策源地であるから、攻防共に充分完全なる設備が施され、多分の軍需品はいつ何時戦争が有ても差支ない様に、平常から計畫準備せられて居る、數多の軍艦は、常に此軍港に碇泊往來して、盪々たる無数の烟突から、絶へず黒烟を發かして居る、要港も軍港も畧ほ同様で、只其規模の小なるものである、それから海軍望樓といふのがあつて、之れは國中沿岸の最も展望自在なる海岸に、設けられたる物見臺である、此處では電信なり、電話なりが架設してあつて、所在海面の氣象、艦船の狀況等を觀察通信するの用をして居るのである、戦時には此れが直に敵の艦船見張所となるので、海軍作戦上、必要なる機關の一部である、水雷衛所之れは先きに布設水雷の所で、一寸言て置たが、つまり布

設水雷沈置の海面を監視して、敵艦水雷上を通過するに際して、布設水雷に電氣を通じて、之れを破裂せしむる所である、勿論布敷水雷沈置の海面を掩護する爲め、假設砲臺を築て、敵の小艇なぞが布設水雷の探搜破壊に従事した時、之を撃攘するの用に充てはあつて、此水雷衛所附近には二萬五千燭力もある、探海燈が据付られて、夜中敵艦の通過するものを照して、大砲なり水雷で、之を撃破する様に成て居る、然し此衛所の位置は、敵に發見せられて、敵の砲撃を蒙らない様に、極く判り難い山の陰けとか、林の中とかに、設けられてあるので、其内には、電氣器械一式が備付られ、別に敵艦の位置を照準する、視發弧器と稱するものが有て、絶へず敵艦の位置を的て居るので、適當な位置迄敵艦が寄せ來たならば、直に電鎗を押し、水雷を發火するのである、

石炭庫 此の石炭庫といふのは、甚だ必要なもので、軍艦なり水雷



艇なりが航海すれば、必ず石炭の多量を消耗する、で石炭が無くなれば一步も動けない次第となる、若し折善く、其地方に石炭が購はれば、それで好い様なものであるが、其石炭の炭質が、良ないとか、價額が高いとか、いふ事になると、機艦は傷むし、經費は掛る、そふかと言て、軍港まで歸るにや遠し、此處に海軍の石炭庫でも在ればいゝがと、斯ふなるのである、だから、海軍では、豫め石炭庫を要所々に設けて、不時の要求に備てある、殊に戦時に於ける、石炭庫の價値は、云はずもがなである、

## 軍艦の通信

で此處で、一寸軍艦の通信、信號の事を、話して置ふ、  
軍艦の通信には、例の伊太利人ギョームマルユニーの發明した無線電信を使用して居るのである、目下は尙ほ各國で頻りに改良中であるから、早晚完全なるものとなるであらふ、之が完全なものとならば、軍艦の通信機關には、最も適當なものと思ふ、で信號には旗旋

## 艦内の生活

信號とか、音響信號とか、電氣燈信號とか、發光信號とか、種々の信號方法がある、旗旋信號とは、色々に染分た旗を幾つも綴て、之を檣上高く掲揚するのである、音響信號といふのは、喇叭なり、大砲なり、汽笛なりで音響を發して、其長短に依て通信をするのである、電氣燈信號は、又電氣燈を消したり、明けたりして、其長短で色々の事が判るのである、之には又遠距離信號をする爲め、探海燈の信號がある、之れは遠く山を隔て居ても、探海燈の明滅で、三里や四里は、譯無しに通信する事が出来る、又人が両手に紅白の小旗を持てする振旗信號と稱するものもある、それから軍艦の命令通信傳令等一舉一動まで、此の信號でやるので、中々一朝一夕には、此の信號術を會得する事は出来ないのである、

軍艦では一艦の秩序を維持する爲め、艦長より下士卒に至るまで、常住寢食する所が定まつてある、で艦長室と稱するのは常に艦長の



衣食する處で、兩陛下と皇太子殿下の御眞影が、安置せられて居る、燃ゆるばかりの花氈に、玉をも欺むく白礫の暖爐の上には、處狭きまで種々の美術品を安排し、清酒掬すべき長卓の上には、四時折々の花卉に馥郁の香を絶たず、集ふ武士の心を照す、電燈の光に照そふ金縁の額には、元寇の昔偲ばれて、語ふ言も自と治國平天下ならざるはなき、神聖の一室である、次は士官室とて、大尉同相當官より副長に至るまでの公室である、勿論各自の私室には寢臺もあれば、洗面器もあり、各其好む處に隨て、裝飾の主點を異にして居るが、知己親戚相思の人の寫眞が、處得顔に花瓶の花に映じて居るのは、萬室一態である、で此公室には新聞もあれば、雜誌もある、金字綴クロースの嚴めしき書物もあれば、零々たる一小冊子もある、雑話もすれば、會食もする、雪なす「ソフワー」の上に「シガー」薫ゆるすものもあれば、安樂椅子に假睡する士官もある、口角唾を飛ば

して、辨論に花を咲かせ、勵聲卓を打て「ユップ」の輾倒に破顔大笑する丈夫もあれば、爐邊喃喃々家郷の情事を説て、頬邊紅を潮する粹漢もある、が此公室こそ一艦動力の集合所で、艦内須要な一室である、夫れから士官次室、是れは少壯士官の公室で、會食もすれば雑話もする、夫れに少壯士官には各自の私室がないから、大概次室に集まり、書物繙き頭を捻る勉強家もあれば、「カステラ」頬張る健啖家もある、何にしる血氣充溢の士官達、紅顔花を欺く美少年もあれば、猛虎一聲山月高尙の豪傑も居る、また圓滿滑腕の年でもないから、やよとする、鐵拳亂飛の活劇が演せられる事がある、兎に角艦内一番元氣な一室である、次は准士官室、之れは艦内勤務の准士官の公室で、老成圓滿な一室である、下士官室に水兵室、之を總稱して前部と稱へて居る、即ち其位置が艦の前部に位置して居るから其稱があるので、此處には砂摺り石鹼洗で磨き上げた、裝脱自在



の長卓が併列し、衣囊手箱は、洗湯の衣物入の様に、きちんと配列して少しも其位置を亂す様な事はない、捜しても塵毛一ツない甲板は、憩てもいゝ位に、掃除が行届て居る、勿論此處で、衣物なり、靴下なりを脱ぎ捨て置く、直ぐ先任衛兵伍長なり、甲板士官に取上れられて、罰金箱の中になゝき込まれるのである、だから其室は、充分整頓されて、奇麗に掃拭が行届て居る、で放課時の彼等の室を見ると、夫れはくゞ賑やかなもので、心の誠を小隅の「テーブル」に偲ばせ、丈なす手紙に家親を音のふものもあれば、當直の勞れを一睡の枕に忘るゝものもある、三々伍々浮世の雑話に、腹を抱ゆる其無邪氣さ加減、浮世の荒波何邊をさまよふかといふ風がある、此外に將官室とか、參謀會議室とか、各科の事務室等と無数の室が、上中甲板に劃せられ、夫相當の裝飾と、特質を備へて居る、少壯士官と下士卒は、皆例の釣床で寝るのである、日影西に傾きて、

庭の行き水、軒端の葱のぶに滴り、池の緋鯉の潑潑たるに、晝の暑さを忘れ、浴後陶然涼を樹蔭に納るゝ、「ハンモック」の夫れとは異なり、之れは又帆布綿製のござくゞ「ハンモック」を、肩々相磨す、究屈の梁に釣り下げ、幾夜の夢を、浪のまにくゞ、武士の毛布入り、中々に心地よいのである、面白きは新兵の夜半の夢に、戸惑ひ、哀れずつてんころりんと、奈落の底に、頭を抱へて痛みを忍ぶ有様である、

食事 士官以上は、云はずもがなであるか、前部即ち下士卒には、一定の定量があつて、之の上を超越する事は出来ない、何にしる大衆の人が、一時に食事を始めるのだから、やゝもすれば混雑を極めるので、之には嚴重なる規則があつて、常に雜還する事なく、靜肅圓滑に飽食する事が出来る様に爲て居る、一食卓には十人内外の兵員が居つて、下士一名が之れの長となり、一二名の兵員を撰むで、



卓テーブル番ボイとなし、之の卓番は食事用意の喇叭で、厨房から自分の食卓員丈けの食事を受取り、之れを夫れく一定の鐵碗鐵皿に盛つて、いつでも御座れと用意して置くのである、で有らぬる食卓の配膳が濟むだのを見て、先任衛兵伍長は、之れを當直の士官に届ける、當直士官は食事の喇叭を吹かす、艦務に空腹を忍むだ數百の兵員は此喇叭で我もく自分の食卓に就くので、「ライスカレー」の時もあれば、「ビステキ」の時もある、芋の煮轉ばしかあれば、鮪のさし味の時もある、朝夕二食は麥交りの飯に、晝は「パン」である、以前は米飯であつたが、脚氣患者の發生が非常なので、種々研究の結果、衛生上麥飯麵麩を採用する事に爲たので、其から脚氣患者は極く少數となつて、殆んど全滅した姿となつたのである、

服裝 之が中々喧ましいので、夜服、事業服、通常軍服、軍服との四通りの外、夏服と云ふものがある、で總員起しの喇叭で各自夜服を着すので、甲板洗とか衣服洗濯とかを済して、朝食事までは、其儘夜服で居るのである、朝食後當直士官は日課なり、事業の都合で、通常軍服なり、事業服、又は軍服に着替へと號令を下すと、朝食後各自は命せられた、服裝に着替る、夫れから又夕食と共に、再び夜服に着替への號令が掛る、殊に日曜とか、祭日には、軍服に着替へて、通常軍服に着替へ、又夜服に着替へるので、日に四度も更衣をしなければならぬ、で通常毎日二度の衣更へは必ず行はなければならぬ、是れは随分五月蠅い様ではあるか、陸と違て海上の生活は、晝夜氣温の變化が甚だしいので、晝間は汗水垂らして仕事を爲て居るものか、夜は冷風襟を吹て膚粟を生ずる様になるから、衛生上此の更衣は止むを得ないのである、で此の軍隊の服裝といふのは、直に官階等級を表證して、其軍隊の軍紀風紀を、一見外部に現はすものであるから、少しの綻びでも、記號の付方が些かでも違て居ても、



中々許されないもので、少しでも汚れた襦袢などを、今日は寒いから洗濯を止めよふなどと、仕舞て置いて、被服點檢の時に、見現はされる事があつたら、顔面の三ツ四ツは、喰はされるに極まつて居るのである、

酒保 軍艦内では、酒保といふのが設けられて居る、放課後の愉快は此の酒保に集まるので、羊羹もあれば、烟草もあり、饅頭もあれば、巻紙もあるといふ具合に、日常必須の品物は、大抵備はつて居るのである、晝の操練に心神の勞れを一酌の美酒に忘れるものもあれば、牡丹餅片手に未來の希望を述べるものもある、殊に航海中幾日かを、只波の上に暮す身は、此酒保が唯一の興奮劑となるのである、で之には下士官なり卒なりから撰援して、酒保掛りを依頼し、酒保掛りは物品の購買、賣下げ等を行ない、幾分の利得を積むで、順次酒保を擴張するのである、

日々の課業操練の種類は又中々多い戦闘操練、火災操練、水雷艇防禦操練、敵艦捕獲操練、端舟軍裝、救助艇操練、防水扉閉鎖操練とか、陸戦隊操練とか、其數は些と數へ切れない程ある、をまけに艦内諸兵器機械の手入といふものが、又爲れば爲る程ある、又年度の中には水雷の發射も、艦砲小銃の射撃も遣らなければならぬので、殆んど軍艦では、寧日なしといふてもいゝ位の有様である、夫れに又精神教育も遣らなければならず、鉄艦だもの、錆も落さなければならぬと、いふ風に、海軍々人は上下一致して、多くの眼と、多くの勞力を、惜まないで年が年中一生懸命に働居るのである、が又波穩やかに春の海原静々と航海して、到處山川都鄙の美に接し、珍談奇聞に膠を解く事も出来るのである、一朝戰雲西に翳けば、先驅敵を海底に沈むる大快戦も出来るのである、で色々愉快な事やら苦しい事もあつて、書けば書く程切りがないから、艦内の生活はほんの些



と概念を與へるに止めて、次は軍艦にはどんな官職があつて、どんな事を爲て居るかの大畧を述べよふ、

## 軍艦の職員

軍艦には上艦長より下一兵卒に至る迄、夫れく職務権限があつて、決して侵すべからざるものである、

艦長は一艦の主宰者で、事が発生した場合には無限の權力を有するものである、一艦の整理、軍紀風紀の實行、教育、演習の施行、内務、外交悉く艦長の掌る處で、實に一艦の主腦である、

副長は艦長を輔佐して、直接艦務を處理し、艦内の行政、紀律に關して百般の事務を處辨するのである、航海長は艦長の指示を受け、航路を選定し、航海水路に關したる諸報告を調製し、常に航海中其の艦の位置を熟知し、又諸信號測器等の主管、監督をするのである、砲術長は大砲彈藥等總て砲術に關したる兵器の主管者で、常に主管兵器の効力を熟知し、種々の場合に於て、最大有効なる使用方法を講

じ置かねばならず、又下士卒の砲術の熟達練磨を圖るのである、

水雷長は諸水雷電機具の主管者である、砲術長と同様、自分の主管兵器保存効果を司て、又水雷術の熟達練磨を圖るのである、

分隊長は部下隊員を統御し、之を誘掖督勵して其の職務を誠實勇敢に遂行せしめ、且つ其の性質技能を熟知し又下士卒の教育を分任して、運用術の熟達練磨を圖るので、部下隊員に關する事務を管理するのである、

機關長、軍醫長、主計長は其名の如く、各自受持の仕事进行管理して居るのである、

當直將校是れは四時間宛の交代で、朝でも晝るでも、夜半でも、必ず遣らなければならぬ、海軍將校の勤である、で冬の夜半の當直などは、寒くて、寝むくて、随分厭な務であるが、責任が重いから、浮かり、呆然やり、當直は出来ないのである、當直中は、一艦の保



安に注意し、艦の内外全般の現況を知悉して、いつ何時でも急遽の需用に應ずる準備をして置かねばならない、つまり外に對しては一艦の外見を具備し、内に在りては、完則命令の執行を掌るので、諸日課の喇叭は此の當直士官が吹かすのである、外來人が軍艦に用事があるときは、衛兵伍長なり、舷門番兵が、此の當直將校に一應届けて、其許可を得てからでなければ、軍艦の出入は許されないのである、

甲板士官は副長を助けて、一艦の軍紀風紀を取締まり、秩序整頓保存を掌るので、年中艦の内外を飛び廻はつて、下士卒を叱り飛ばして居る、忙しい憎まれ役である、是れには少壯士官が爲るので、艦務の研究には最も適當な役目である、

掌砲長、掌水雷長は、皆准士官で、各砲術長なり、水雷長に従屬して、主管兵器を分擔し、其保存手入れを掌るのである、掌帆長、船匠

師も、やはり准士官で、船體附屬具帆、橋、綱、錨、諸唧筒、諸造作物等の保存手入れを管理するのである、

掌帆長屬は、先任下士官で、交番甲板上に當直して、艦長、副長、當直將校の號令を、傳達して其執行を監督するのである、で此の掌帆長屬は號笛を持って居るので、何にしる廣い軍艦内では、些とやそつと、怒號でも中々銘々の耳には聞へないから、先づ號令を傳達する前に、其號笛を吹くのである、如何に喧しい時でも此の號笛がなると、急に静まりかへつて、如何んな號令が掛るかど、注意するので、一度號笛を吹た後、掌帆長屬は副長なり、當直將校なりの、號令を復令するのである、で海軍では、此の號笛が非常の勢力を有て居るので、其吹き方も種々ある、

先任衛兵伍長、是れも先任の下士官で、艦内警察事務を掌て、軍紀風紀を維持し、命令違犯等の行爲なきやを、始終注意して居るので



ある、夫れで此の掌帆長屬と、前任衛兵伍長とは、前部下士卒の間では、頗る権力のあるもので、色々の願ひやら、届やらは、皆此の手を経るので、諸達し等も、大概其口から達せられるのである、外にまだ、下甲板掃除番とか、取次出迎、外艦掛り、檣上見張當番とか、色々の職務があるが、余り繁雜で、冗長になるから、書くのは止める、

次は海軍々人に必要な性格を、些とばかり御話しよふ、此問題は、誠に六ヶ敷い問題で、是迄色々の書物で、種々の方面に向て考究した者が、數多あるが、もとより一定したものではない、又一一定したとて、夫れ相應の人物が、無ければ、何の甲斐もない事である、で上大将より下一兵卒に至るまで、各其具有すべき性格特質を、序述したとて際限ない話であるから、つい思ひ付た事を話す積である、  
シユリアン、ド、ラ、グ、ラウキエールは海軍々人たらんと欲する青年者

海軍人の  
性格

の、海軍的養生に就き、左の意見を有して居た、

海軍の生活は、感得に富める天性と、百折不撓の忍耐力あるを要し、就任の初期に在りては、學識往々其實際の必用に過ぐるものあるを想はしむることあり、何となれば此生活に在りては、其得る所は、自己の實踐と看得に依るもの多きに居るを以てなり、又斯道に於て最も信憑の價值ある、チルソンは、動もあれば人に語て曰ふのには、水兵的實踐と、紳士の高尚なる習慣を併有するものにあらざれば、決して善良なる海軍士官たる事を得ずと、是を以て斯道を以て人の問ふ事あれば、彼れチルソンは海上の勤務を志願する青年者流に論告するに、航海學及佛語を修了したる後宜しく舞蹈の稽古に着手せむ事を以てした、誠に海軍の任務は複雑で、困難なもので、平時に在ても常に狂暴なる風伯と戦はなければならず、戦時に於ては、陸軍と違て戦闘進行が、漸進的ではなく、急遽的であ



るから、之が司令官たるものは、非常に機敏なる判断力を有せなければならぬ、之に就て露國海軍中將マカロフは艦隊司令長官に具

有すべき性格を、左の如く断定した

- 一 氣力但し勇氣及び冷膽も亦其内に含有す
- 二 智力
- 三 軍事的判断力
- 四 海員たるの眼
- 五 智識
- 六 健康
- 七 公平

で此の断案を下す前には、諸大家の意見を參酌したので、夫れには次の様な説もある

乾坤一擲の大企業を誘導するに足る豪膽を以て、司令長官たる者の

要素の第一とし、之に次ぐものは夫の剛毅と、冷膽即ち危険に望むも泰然として顧ざるの勇氣なり、而て智識の如きは第三流に屬すべしと雖も、是れ亦常に有効なる補助力たらずんばならず、盲者にあらざる以上は、必ず其効力を認むべし、然りと雖も此智識なる語は、予が前にも陳述したる如く博學の義を有するものと解すべからず、即ち博識を要せず、熟知を要し、特に又樞要なる戦術の奥義を極めんとを要す、(シヨシニ一軍術要論)

又

司令官に必要なもの二あり、曰く智力、及氣力はれなり、而して智力の必要な所以は、之なくしては、如何なる考案をも爲し能はざるに基き、氣力の必要な所以は、強堅なる秩序的の意志なければ、既成の畫策を實行して成功を期し難きに因る、然れども二者共に比較的の謂にして、決して絶對的にはあらざるなり、今若し是等



の機能を數字を以て言顯さんに、智力十五、氣力八を有する將官より、予は寧ろ智力五、氣力十を有する者を採擢すべし、氣力の智力に優り、而て其智力も饒かならんには、此者を具有する人は、必ず一定の目的に向ひて猛進し、多く成效を遂ぐるの機會を有す、之に反して智力にして氣力に優る時は、期望豫定方針は、時々變更して停止する所なかるべし、何となれば智力に饒なる者は、事物を見るに、種々の方向より觀察するの傾向あればなり、故に意志の力を以て疑惑を斷絶するに非らざれば、種々疑團の中に彷徨し、遂に如何なる決斷をも爲し得ざるに至る、(是れ最も厭ふべき結果なり)は、勢ひ免れ難き所なり、斯の如き不決斷は目的の終局に達せむとするに従て、漸次之れより遠ざからしめ、終に之を逸するに終らしむるものなり、(マルモン軍事教育の精神)

つまり海軍は、海軍丈けの特質を具有して居るので、陸軍の將校が

具有すべき性格の外に、善良なる海員的眼識が必用なのである、換言すれば、一見して能く自己の艦、及び他艦陸上に對する艦隊の位置を測知するの機能を有せなければならぬ、此の機能を有しないものは、自己の艦及艦隊を運用する事が出来ない、が原と此機能は天賦の特質に屬するものである、が、亦た教育實踐の功に依り、大に開發することが出来るのである、ドラゴミエーロフ將軍は又戰時兵卒の具有すべき特質を述べて、左の如く言て居る、

- 一 無我の境域に達する義務の感情、若くは同僚の危急を救はんが爲めには、己れを犠牲に供するの用意、剛毅、頓智何事に拘らず職務上無限の服従
- 二 身體の疲労を感せず又患苦を訴へずして能く戰時の困苦を忍ぶの性能
- 三 自己の行動及運動を同僚の行動及運動に調和するの技倆



マカロフ將軍も海軍水兵に就き斷案を下して左の如く言て居る、

一健康及忍耐 二規律の習慣 三海上の習慣 四勇氣 五智識

前述の性格は皆家庭教育に胚胎するので、是から段々海事が發達して、商權が擴張せらるゝ様に爲つたら、世の父兄たるものは、海事思想を兒孫の頭に注ぎ込むと、同時に國權擁護の大任を帶ぶる、海軍々人の性格を養成して賞はなければならぬ、由來軍人的剛毅、忍耐は社會萬般の事業に従事する者も、必要欠く可からざる性能で、殊に尙武國を以て自任する、我國民の未來の大飛躍を爲すに、最も緊要なるものである、

海軍に關する事は、一通り之で筆を収めて、歐州列國の民が如何に海軍に就て注意扶掖して居るかの概畧を述べよふ、夫れには各國に有る海軍義會の組織目的等を記述する事にしよう

各國海軍  
義會

英國海軍義會（創設一八九四年）（米國諜報局出版海軍進歩録）

#### 義會の組織規則

一本會は海軍義會と稱し我國是とする海上の霸權を獲得する目的を達するを期す

二海軍義會の一般の主旨左の如し

- (イ) 大英帝國に於ては優絶なる海軍を維持すると必要欠く可からざるものにして其貿易、帝國の維持并に國家の存亡共に皆之に繋ることを普く帝國內に知らしむること
- (ロ) 戰時海軍に待つ所至大にして海軍の力克く之に應ずるに足らざる事實あるに注意せしめ且つ常に此點に關する缺點を指摘せしむる事

(ハ) 帝國海上防備に對し充分なる準備を獲得する爲め時々必要なる手段を指摘する事

(ニ) 右の諸件を公共事業に従事するもの特に國家議員候補者に遊説



勸誘する事

三義會は政黨と何等關係する所なし

四此目的を翼賛し資金を醸出するものは其類に應じ名譽副會長會員  
或は賛助員たる事を得べし

名譽副會長(年額) 五 磅 同終身 廿五 磅

會費(男子年額) 一磅一志 同終身 十磅十志

同(女子年額) 十志六片 同終身 五磅五志

賛助員會報の配達を受くるもの(年額) ○磅五志 ○片以上

運動の方法

イロの主旨に對しては

一本會一般主旨第一第二に關する諸報を含有する書籍若くは物品の  
目錄を配附する事

二右の内主要なるもの、複本を商業會議所、公設文庫及其他類似の

協會に贈附する事

三著者及刊行者の同意を得て著書の中より句章を拔萃し印刷して配  
附する事

四義會に關する參考書類、委員の報告及復命書其他新聞切抜等を蒐  
集し一文庫を設立する事

五義會に於て有益なりと思考する論文及懸賞文を發刊する事

六義會は總て帝國の統一を目的として組織したる否政黨團體と交通  
を開き我主旨を熟知せしめ且つ會の事業上の便宜を圖る事

七英國諸市府に於て義會の庇護の下に演說會を開き又著名なる演說  
家の人名表を調製する事

八殖民地并に諸屬邦に於ける輿論の先導者に義會の事業を熟知せし  
むる手段を取り支會を設立する事を勸誘する事

第三の主旨即ち(ハ)に就ては



一本會主務員は國會議員と交渉者一八九〇年海軍省に海軍將校委員を任命する件に付き委員會の報告書に掲けたる全會一致の決議に如何なる効力を與へたるかを確むる事

第四の主旨即ち(ニ)に就ては

一問題を設け議員候補者を訪問し其意見を問ふ事

二議會主務員に於て本會の目的を翼賛する集會を開く準備をなす事

海軍義會の目的

一合衆王國長幼男女に左の諸件を熟知せしむる事

國內の製造に用ゆる諸未製材料は大概海外の産に係り又國民の食品の三分の二も同じく海外より輸入する事

若し材料の供給及製産品輸出の途杜絶すれば貸給より生ずる貸金は消失し國民の購買力は必ず其要求を充たすに足らず其糧食の貯蓄高は如何にするも増加する能ざる事

從て外寇を防遏する砲臺并に陸軍の設備あるも此の困難を救ふに由なき事

故に海上に於ける貿易の保護如何は英國國民の生命に關係を及ぼすものにて勞働社會に對して更に太たしき事及び貿易を保護するには優絶なる海軍を以て海上の覇權を制せざるべからざる事

二各納稅者及び政治家に確認せしむるに海軍の經費を巧に調理し其費途を誤らざる時は國民は唯一の保險を得たるものなれば少しく理を解するものは私事と混同して徒らに批議する事なき事を以すべし

三國民的觀念を以て上下擧て海軍の優勢力を維持する事に努め缺點あらば之を指摘して遺漏なからしむる事

四海軍問題は政黨各派と些かの關係あるべものに非ず卒然海軍を發達せしめんとするも能はざる事并に絶へず其整備を計る事は國家



の安寧を保つ基にして恐慌を防遏する唯一の手段なる事を主唱する事

五普く書籍等を配布し或は演説集會若くは遊説を行なひ古來我海軍の優絶なりしは困難に際し國家人民の繁榮及び安全を守護する唯一の動力たりしことを國內に傳播せしむる事

六海軍を基礎とせる大國是を反復熱心に唱道し帝國內に散在する會員を以て一大團結を作り心を一にし利害を共にし祖先の遺産たる國土の統一を維持し名譽を汚穢せざる事を圖るべし

## 海軍義會々報

海軍義會々報は毎月一回發行し同會の機關雜誌である紙數十五頁より成り其當時の新報其他同會に關する記事を掲げ各國大海軍の製艦計畫には特に意を用い英國の常に主張する主義即ち英海軍は世界中自己に亞ぐ二外國海軍を聯合したるに匹敵し且つ不時の事變に備ふ

る爲め豫備艦團を設けざるべからざる事を唱道して居る外國艦船の圖、彼此對照表等多數あつて國民一般に海軍知識を普及せしめんと盡力し既往、現今、及び將來に於ける艦船の任務を列記して居るのである一九〇〇年に於ける會報の配附數は毎月八千部であつた又一九〇〇年末國會議員撰擧の際には海軍義會は大に奮進して政治上の黨派如何に關せず檄文を各新聞紙に掲げて帝國の四隅に發布し孜孜として強大なる海軍を設備する事に盡力したのであるで此の義會の經費は一八九八年には二〇八三磅一八九九年には二三五一磅一九〇〇年には二、七〇八磅の多額だが尙毎年二百乃至三百磅の餘剰があるそふである

## 次は獨逸の海軍義會（一八九八年の創設）

獨逸の海軍義會は大に英國の海軍義會に模倣したもので其發達極めて迅速なるものがある畢竟獨逸貿易并に海上の優勢力を占むるに長



大速の進歩をしたから自然此の義會も長大速の發達をしたのである由來獨逸は陸軍に於て頭等の位置を占て居たが其海軍は辛ふじて四五等の位置であつた故に大に其擴張の必要を感じ今日獨逸の造船計畫を見ると必ず他の海軍國と其力を同ふせむ事を期して居るに違ひないで之を實行するには豫め全國民に海軍の必要なる事を熟知せしめ且つ之を信仰して大に力を盡さむ事を努めなければならぬ即ち全國民に海軍的教育を與へるの必要がある是れ即ち海軍義會の任務とする所で獨逸では皇帝并に政府は大に該義會を獎勵して殆んど各州に於ける該義會の會頭には皇族を以て充て居る

羅馬府の有名なる新聞トリビユナは左の如く獨逸海軍義會を論じて居る

一八七一年以前に於ては獨逸國旗は海上に翻ることなく彼の自由市  
フリーメンルイベツク及ひハムバルク其他普魯西等獨逸諸邦の旗章

は稀に見る所なりき往古ハンザの徽章に航海は生命なり云々の語を附記したる獨逸人は全然之を忘却したるが如く皆唯た獨逸國の構成を以て歐州中の一大強國なりと誇稱せり

一八七一年始めて發行したる獨逸國勢一斑に據れば其所有汽船は百七十一隻にて總噸數八萬二千なり此數は當時に於て已に不足を感じたる所にして汽船會社を興し遠國と通商の途を開かんと企てたるものありたれども初期の計畫は皆失敗に歸し當時今日に於ける獨逸の海軍發達を豫想したるものあらは寔に卓見の士と云ふべきなり

獨逸は一時諸海上に於て通商競争に失敗し大に諸國の後に墜若たりしも終に數年ならずして之を回復し其第二位に進て曩に上位を占めたる佛國をして遠く背後に墜若たらしめたり其歐州に於ける地理上の位置、海に面する其市府、其強大なる陸軍殊に其沿岸の接逼するに難き事は獨逸國が防禦の爲めに海軍を備ふる必要なき所以なり然



るに年々莫大の経費を投じて戦闘艦隊を造設し宇内頭等の海軍國と其勢内を競むとするは何ぞや

獨逸皇帝并に其顧問官の言に由れば永く平和の恩恵に浴し既得の財産を管理し歳月と共に之を増殖し國內の武力を僻遠の地に及ぼし貿易并に移住民の保護を保證せんとするにありと云ふ其計畫や大にして國家の需用に適ふものなりと雖之を完成するは極めて難しとす蓋し之に對する経費は過激黨、財産物等論派并に社會の反對するあるを以てなり

獨逸議會に於ては此點に關し論争起るを免れず殊に議員以外に在て甚しかりき何となれば國民の大部分は遠く大陸の内地に居住する故に海軍思想に乏しく海軍は以て人望を繋ぐに足らざればなり而して海軍の経費に關する輿論を一致せしめ其支出の必要欠くべからざる事を國民に知らしめ海軍と國家との關係を更に密接ならしめ即ち獨

逸の海事思想を發揚せしむることは則ち獨逸海軍義會の据拠したる所以なり

一八九八年四月三十日初めて義會を設置したるに其十二月に至り會員は既に一四、二五二人の多きに達し尙ほ外に之と協同したる會五十一社ありて其會員六四、四〇〇人なるを以て總計七八、六五二人の會員ありと云ふべし尙ほ之に代表員を派する所は帝國に於て三七四市三八四村其他不明瞭なる個所十六あり其經濟を觀察すれば一會員の出金額は八十仙平均となる

一八九九年十月一日に於ける義會員は六八、四二六人にして其十一月八日に於ては其數八一、二九六人となり僅々一ヶ月の間に二、八七〇人の増加あり一九〇〇年一月十五日に於ては會員増して一〇一、五四六人となり十二月十五日以後に入會したるもの九、五〇〇人なり此外本會員に加はりたる海軍俱樂部二十三あり其會員二、四六〇人陸軍俱樂部



部八十九會員一〇一、〇四四人あり外に合資會社等八十六ありて同數の代表員を出すを以て直接間接の會員總計二五四、五二二人となる一九〇一年の總會に於て會頭は一九〇〇年間に於て會員の數二四六、九六七人より五六五、一四一人に増加し支會の數二八六より一、〇一〇となり又同年間同會の經費は九三九、二五一「マーク」なりと報告せり一八九九年二月既に外國に於て左の數個所に支會を設置せり

アレキサンドリヤ    ロツタルダム    ハヅアナ    コンスタンチノープル、  
 トリエスト    ルヴェトーレ    サントリース    サン、ヂュアン、ド、ポルト、リ  
 コリスボン    バヒリア    シウダド    ポリヴァル    マキシユ    カイ  
 ロ    シュハチスバルグ    ユロムボ    チーブルス    シュルカレム    フ  
 ロリアナポリス    シヤツファ    ボムベイ及チリ

## 發刊物

海軍義會は獨逸海軍年報を發行す之に關して英國新聞紙の論ずる所

左の如し

讀者は吾人か己に數年の間獨逸海軍の一大長速の發達を爲し且つ其國民か協同一致して海軍の進歩を經營する事を時々報道して怠らざりしを知るならむ今獨逸海軍年報を視るに此駭々たる同國海軍の發達に注目したるものと雖必ず一驚を喫するに足るものあり獨逸海軍義會の設立ありたるは英國海軍義會の夙に知る所なれども英國海軍本部海軍義會或は之に關係なきものと雖獨逸國民から海軍を渴望する事如何に深く且つ廣きかを知るものあらざるべし該年報は實に有用なる書にして其記事確實鮮明詳に他國に比して獨逸海軍進歩の程度并に歲月と共に増殖する國民と海軍の間に於ける關係を國內に表示するものなり該年報は其劈頭先つ政畧上并に歴史上海軍の用途を明かにする論文十余篇を掲げ次に海軍并に海事に關する經濟的及び專科的文章あり最後に統計を掲げ家に在て實際を見る能ざる國民か



知らんと欲する海軍諸事項を連記して剩す所なし其第一項には英、  
荷蘭スカンヂナヴィア ヴェニス等の海軍歴史教篇を掲げ海戦條規  
に關する論文并に露佛英米海軍の近代の膨張に付き論文を載せたり  
義會にて發刊する雜誌の種々ある中に「アルツバイテル、ウインド、  
フロツテ」(勞働者及海軍)と云ふ雜誌がある此雜誌は義會の主義を  
普及するに最良の結果を表したもので七百萬部を發刊して獨逸國民  
に配付したから獨逸國民は一人も之の雜誌を手にした事の無いもの  
はあるまい、で此雜誌發刊の目的は左の表題を見れば其一般か知れ  
る

一獨逸は世界の政治會に一指を浸すを得るや否や

一獨逸は何れの國と最も多くの通商貿易を有するや

一強國か貿易上弱國を破滅せしむる方法如何

一今世紀に於ける諸國民の傾向は強は益々強、弱は益々弱とならん

とす

右の如き表題を有する一篇の文章は普通國民の了解に困む所ならむ  
と思はるれども決して然うでない其文意は國民一般に訴告するもの  
にて頗る巧妙を極めたりと云ふ

尙ほ義會の事業を述へんに公立學校に於ては海軍の事項に關する上  
乗の論文には賞與を給し普通教科書中に獨逸帝國の海軍に關する數  
項を加へんと盡力中である又國內各所に演說會を開き戰艦の雛形を  
内國の市府に配布して參覽せしめ水雷艇等を以て大河を溯航して衆  
庶に縱覽せしむる等中々其盡力大抵の事でない今英國海軍義會雜誌  
の一部を引用せんに

獨逸海軍義會の敏活なることに就てはベルリンの同會本部に於て冬  
季間四十名夏季三十名の役員を使用するを見る毎日約信書三百通小  
包百五十個を發送すること、國內に此主旨を普及せしむる爲の會を



開くこと三千回の多きに達し其各鐵道停車場に活動寫眞を備ふること五千、并に飲食店の給仕に水兵の服裝をなさしめ壁上に海軍に關する繪畫を掲けたるを知らば自から明かなるべし義會は又た金銀珠玉類の粧飾品を散布して其主義の普及を圖り右の粧飾品を複製するものより原價若干割の模製料を徴せり

斯の如くして今日に於ては上は皇帝より下國民の未だ海岸を一見したることなく數年前迄は同國の大海軍國となることを夢想だもせざりしものに至るまで戰鬪艦、巡洋艦、海陸軍演習等に付き等しく熱心に談話し大海軍國たるを誇稱するに至れり

故に獨逸海軍義會は充分に其目的を達したるものといふべく國家は大海軍を創造したる聲望を享有し議會は其力を増發して國民的事業となしたる功績を擔ふものなり

獨逸が僅々二三十年の間に大々の國勢の膨張を來し海事に殖産に非

常なる發達をなし其國內製造の商工品は世界到處の商店に飾られハ  
ンザの國旗は世界到處の港灣に翻る様になり各國人民に恐獨病を惹起せしむる現今の有様は皆這般國民の苦心慘愴して全國民に海事思想を注き込むだ結果で尙是から那邊まで國力の發達を爲すか豫想の外である我國民たるもの宜しく奮勵一番してせめて大平洋一面の海權を掌握する丈の覺悟を爲て貰はなければならぬ

#### 佛蘭西海軍義會

佛蘭西海軍義會を記す前に佛蘭西國民が果して何れ位海軍に就て注意して居るか一千九百一年度の佛蘭西海軍豫算に關する代議院豫算委員の報告書中の一節を摘記しよふ該報告書は全部七編廿五章に區分せられて海軍政策、材料、新艦計畫、利用等悉く詳説せられたる大部の報告書である

左に摘記するのは其海軍政策中のほんの一節で全部から見ると滄海



の一箇に過ぎないのである  
苟も列國の間に立ちて其本然の任務を行はんと欲する國は之を實行するに必要な其勢力を確保すべき手段を有せざる可らず抑も我外交政策は必ず我從來の沿革に由り其方針を定むべく決して偶然の意思に依るべきものにあらず若し一國の勢力即ち其文明其意思其商業及び其工業を世界に尊重せしめんと欲せば必ずや長き堪忍力の結果に依るにあらざれば能はず現今の我佛國は長く且つ常に世界に尊重せられたる地位を相續したるものなり故に苟も愛國の思想を有する者は此地位を維持し且つ及ぶ限り之を改良すべき義務を有す若し此地位を抛棄せんか是則ち我競争者をして自由の行動を爲さしめ自ら列強の班位を退くものなり  
此地位の抛棄は唯に國民の自負心及び其無形上の勢力の増加を阻害するのみならず此勢力の増加は各個人が勢力ある國民の一部たるを

以て總て其企業に就て堅固なる緩援を有するの意志より生ずるものなり實に吾人をして有形的悲境に陥らしむるものなり願ふに一個人にして自ら好んで其身を棄る者は次第に世の顧客に抛棄せらるゝは論を待たず故に苟も社會に生存せんと欲する者は競争場裏に立て其地位を保たざる可らず蓋し國家も亦一個人と同しく決して生存競争の範圍を脱するを得ざるなり

陸軍及び海軍が政策實行の要素たることは從來の實驗及び道理の證明する所なり現に我佛國は陸上に於て我權利を主張するに充分なる陸軍を有す焉んぞ海上に於ても亦我權利を維持するに適當なる海軍を備へずして可ならんや殊に海軍が一國の榮枯盛衰に大關係を有するは事實の證明する所なり

過去七十年來幾多の軍事的行動例へはアルジェリヤの征服クリミヤの戦争及び伊太利の戦争等に於て若し海軍なかりせば果して如何な



る結果を見しや知る可らず又米國の南北戦争智利及び白露の戦争露土の戦争及び伊埃の戦争に於て海軍は實に重大なる任務を盡したり其他國際的紛議に當り海軍任務の重要なことは絶へず歴史の示す所なり故に海軍は國防上常に欠く可からざる重要機關たるのみならず往々海軍以外の軍事機關は之を使用するを得ざる場合あり又戦争行爲以外に於て國力の代表者たる軍艦の現在に由り紛議を和解せしめたるの例は枚擧に暇あらざるなり

又他の一方に於て國家が世界の或部分に於て其行爲を正當とし且つ之を完成するが爲め外方に向て運動せんと欲せば必ずや殖民地を有せざる可らず然るに殖民地は海軍にあらざれば到底之を防禦するを得ず彼の七年戦争及び近時の西米戦争は充分に之を證明せり故に殖民地の防禦は海戦と密接して離る可からず若し之を分離せば恰も陸軍々隊の組織に於て要塞の自力に由り野外の作戦及び戦畧の如何に

毫も關係せざるものと一般なるべし斯の如く歴史上の事實及び道理は海軍と殖民地防禦との關係離る可らざるを證明すると同時に殖民地の運命は一に洋海に於て戦闘に従事する艦隊の運命に伴ふものにして決して土地の防禦如何に存せざることは恰かも陸上に於て要塞の最後の運命は其防禦の有無に拘らずして一に野戦軍隊の運命に従屬すると一般なることを證明せり

洋海に於ける艦隊の勢力は本國海岸の防禦上より觀察するときは一層其必要の大なることを知るを得べし即ち我港灣の安全と其商業の自由とを保持すべき確實なる手段は我港灣を攻撃すべき敵の兵力を抑制し若し之を破壊するにあり故に海岸の固定防禦即ち一部分に過ぎざる防禦の第一の目的は洋海に於ける艦隊の爲め其作戦に必用なる策源地となるに在りて決して敵に對し總て沿岸の都府を安全に防禦せんとするに非ず蓋し斯の如き防禦は如何なる組織に由るも到底



望み得べきものにあらざるなり

或る著者は海上よりの侵入を以て容易に實行し得べきものとし海岸の防禦は特に此侵入を防止するにありとの説を唱へたり然れども此種の侵入は之を企つる敵にして我勢力に優れる或は之に均しき軍隊及び艦隊を同時に有するにあらざる以上は我國の如き軍事組織を有する國に在ては毫も恐るゝに足らざるか如し然れども萬一此の如き場合あるに當ては一部局の防禦は到底敵の上陸を防ぐを得ざるべし何となれば敵は防禦なき上陸點を常に撰擇するの自由を有すればなり獨り之を防止し得べきものは勢力ある軍隊及び艦隊に依るあるのみ（中略）

以上述る所に由て視るときは海軍の任務は必ずや自動的ならざる可からず而して艦隊は總ての政略を實行するに欠く可らざる補助機關たるを以て其勢力は一國の外交政策を行はしむるに足るべき程度に

由て打算せられざるべからず故に若し我政策は殖民的なるを單に商業的なるを問はず苟も開張主義を採用する以上吾人は我進路に於て遭遇すべき競争者及び吾人が攻撃すべき其海軍の勢力如何を詳かに觀察せざる可からず若し之に反し勝算あるにも拘らず他と戦ふに必要なる盡力を爲すを欲せずんば海外に於て他國と勢力を争ふことを斷念せざる可らず以上の主義以外に於ける政策は吾人をして漸次に屈從せしめ遂に大悲境に陥らしむるものなり吾人若し勢力ある海軍を維持せむと欲せば必ずや強大堅固なる海軍を備ふべし若し夫れ然らずして平凡薄弱なる海軍を有する如きは却て不幸を招くに過ぎざるなり

是故に我佛國海軍の勢力は吾人に對し未來の敵たるべき國の勢力に由て打算するを要し決して財政の情況如何に由て其程度を定むべきにあらす若し夫一時我財力は我地位を維持せしむるに足らざるあら



むか我は一時消極的主義の政策に出でざるを得ざるへし然れども斯の如き情態は實に吾人の頭上に重大なる結果を與ふるものなることを知らざる可からず

然るに從來議會に於て右の意思を以て豫算問題を決したるは甚た稀なり一八七一年に於ては斯の不幸なる戦敗の結果として海軍の經費は遽に從來の四分の一に減せられ同七十五年に於て僅かに其經費は再ひ帝國時代の豫算額に復するに至れり而して當時は恰も木造艦を廢し之に代ゆるに裝甲艦を以てする艦隊の改造時代なりき

爾後我海軍の豫算は年々増加し大に世の非難を受くるに至り豫算報告員は其増額を證明する爲めに我競争國海軍の情况及ひ其迅速なる増勢を標準と爲さずして單に一八七二年の我豫算を引用せり

次て吾人の毫も豫期せざる事情の爲め前後矛盾せる計畫を提出せるに至れり即ち最初に總豫算額を定め次きに海軍に配分せる僅少の金

額を以て總ての事變に應せしめんことを欲したり然るに政策の情況稍や困難なるに當ては世人は常に海軍が此事變に應すべき準備なきことを非難したり是れ實に其當を得ざるものにして非難を加ふるは措置き國家をして非常の不幸に陥らしめざるに就ては深く海軍に對し満足の意を表せざる可らず

陸軍々隊以外に國防上の設備を急成する可き必要ありしや疑なし從て之に要する費用を求むるには他の經費は削減せざるを得ざりき然るに當時之れか爲めに一般行政の經費を減し若くは諸費目に就き一定の節減を爲すよりも海軍の普通豫算中にて差繰を爲すを以て最も便利なりとせり斯の如くして我國民は一時の苟安を貪りしに今や遽かに悟る處ありて我海軍勢力の薄弱より來る處の危険は一般に承認せらるゝに至りたり(中略)

テミストクル嘗て云へるあり曰く陸地を支配せんと欲する者は先つ



海上の支配權を有せざる可からずと實に然り海上を支配するは即ち  
宇内の通路を支配するものにして苟も海に瀕する國土の上に其勢力  
を波及すべし

吾人か外方に向て伸張政策を行ふに當り遭遇すべき未來の敵は英國  
なり然るに我は彼れの競争國たる和蘭を壓倒したる後二世紀以來海  
上權を拋棄して彼の自由に占有するに任せ彼れは常に能く其政策を  
實行し到る處に其勢力を擴張し其利益に對するの保護は國境外に出  
てんことを欲する其國民をして善く該勢力と和合せしむ其勢力の大  
なる推して知るべし願ふに今後若し彼と我との間に紛議起りたる場  
合には之を平和に收むる最良手段は彼をして恐れしむるに足るべき  
兵力を我に備ふるにあり最近十五年來吾人は英國をして益々優勢を  
取らしむるに至れり即ち同國海軍の豫算は既に久しき以前より六億  
法に超過せるに我海軍の豫算は僅かに三億法に達したるに不過英國

の造船費は一八七二年に於て二千萬法に過ぎざりしに今日は二億三  
千二百萬法に上れり要するに英國か十五年來海軍の爲め支出したる  
經費は我より多き事四十億なり而して精確なる計算に由り現今其海  
軍の勢力は我勢力に比し殆んど二倍半に相當せりと云ふを得べし  
吾人か英國をして恣まに占有する先進の地位は我を凌駕する實に大  
なるを以て縱令我財政に於て許すありとするも之に追及するは極め  
て難しと雖も吾人は茲に力を致さざるを得ずラマルチエヌの一言は  
能く古今を洞察したり曰く大陸列強間の均勢は佛國の海上權の維持  
に由て保たると我佛國の責任も亦大なりと謂ふべし云々  
吾人此の報告書を讀んで如何に佛國代議士諸氏が海軍擴張を絶叫し  
て居るかの一斑か判る次に佛國海軍義會の事に移るふ

## 佛國海軍義會

佛國海軍義會はやはり英國の例に倣て一八九九年の創設である



上院議員ランドリーが初回の會員表を發布したる際一八九七年七月  
スピットヘッドに舉行された英國觀兵式に就き論じて曰く

英國海軍義會が努力したる驚倒すべき結果を一覽したる予の一大希望は斯の如く協會を國內に設立せんとするにあり爾來予は愈々佛國議會の力大に補益する所あるを確知したり幸に四方諸氏の賛同を得たるを以て本會發起者は其目的を達し海軍に關する國民の團結運動を見るに至るべし政府の奮發如何に堅忍不拔なるも必ず議會の協贊を経ざるべからず而かも議會并に輿論は海軍に就き特に學ばざるべからざる所多しとす本會は則ち此點に關し適切なる教訓を與ふるものにして國民の海事志想を開發せしむべきものなり云々  
該會發起人より世間に發布したる檄文には義會の主旨を明記し八項に分てり即ち

一 海軍の發達

二 商船團體の發達

三 補助巡洋艦隊の發達

四 海中電信事業の發達

五 佛國に於る運河の開發

六 一九〇〇年博覽會に注視を喚起する事

七 佛國及び其殖民地に於て海軍祝祭日を定め海軍に於ける大紀念日を祝する事

八 海員相互の救濟會を据興する事

海軍大臣ロッキアは鎮守府長官參謀將校并に艦船長に左の如き書狀を發し政府が海軍義會を贊助したことを表彰した

頃日佛國海軍義會と稱する一會興り其目的及び規則は一八九九年一月廿九日の「モニトル、ドラ、フロット」を以て發表したり此義會は他國に於けるものと同しく海軍に大關係を有すべきを以て之を



獎勵する爲め予は英伊兩國政府の所爲に倣ひ佛國海軍將校に於て之に加入し且つ之か發達を計るを認許したり幸に此事業を贊成するものに此決議を知らしむる勞を惜むなからんとを冀望す本會の公報は官報并に海軍公報に記載し以て公布すべし

一八九九年三月廿四日の總會に於て決議したる義會の組織并に其目的は左の如きものである

#### 佛國海軍義會の組織

第一條 佛國海軍義會と稱する一の協會を設立し佛國海軍并に商船團體の發達を謀らんと期す

義會本部を巴理市パンナエアル街三十四番に置く

第二條 義會の目的は海防手段を開發し商船團體の改善其他一般の利益を増發するに協同盡力するにあり

第三條 佛國海軍義會は此主旨を體し演説、出版物、書籍、新聞紙

并に地方委員を設くる等各般の手段を講じ其普及を謀る事

第四條 本會員は現行法律に服従すべき義務ある諸人より成り左の如く區別す

一特別會員

二通常會員

三贊助會及協會

發起人は左の二種の醜金者より成る

一最初總集會を開きたる前に入會し終身會員として少くも十「フラン」の金額を出したるもの

二總集合後に入會し年々少なくとも十「フラン」を出金し或は一  
時二百「フラン」以上の金額を出すもの

通常會員は佛國人にして最少年額三「フラン」を出すものとする

婦人及幼年の男子と雖各二種の會員となるを得但し未成年者は其



兩親若くは後見人の承諾を要す

贊助會或は協會は商法會議所、海軍「クラブ」、工、商農業會、體育或は軍事的教育會、文事又は美術會等の謂にして其團體の出金額は通常會員として五「フラン」特別會員としては二十「フラン」と定む

第五條 海軍義會の各會員は新加入者を誘導する義務を有す

第六條 本會は専務委員を設け會務を處理す其委員は四十名より成り四年間在職し年々其四分の一を改選す退職者は再び選任するを得委員は缺員ある毎に之を補充し委員の執行したる諸務は之を次回之集會に於て會員の協賛を求めざるべからず委員撰擧には信書を以て投票するも妨げなく委員會に書記を附す

當初三年間委員の退職者は抽籤を以て定む

第七條 専務委員は名譽會頭數名、會長一名、副會長五人、書記長

一人、出納員一人、書記副長二人より成る

第八條 委員會は毎月開會し會長の意見に由り數回諸會員の増減を報告す通常集會は年々其第二季間に開き又た委員は臨時集會を開設するを得

第九條 義會々務整理の爲め特に規則を定め又其細則を設けて事務の滞滯なからしむべし規則は専務委員に於て之を定め各委員の同意を得るにあらざれば之を改訂するを得ず

第十條 若し本會を開散する事あらは其資金は慈善的航海事業に寄附するものとす

第十一條 總會に於て決議したるものは當時來會員の多數説に據る但し本會の定規を改訂するときは來會員三分二以上の賛成を得ざる可からず

第十二條 海軍義會は一切宗教的并に政治的議論に干與する事なく



専ら我國是上海軍及商船團體の勢力を増し且つ之を改善する事に従事するものとす

第十三條 現行規則は政府當局者に豫め通告するに非れば變更するを得ず

一八九九年四月十日に於ける會員は一〇六五名ありて集金は一四、四〇〇「フラン」にして其全費額は五、〇九五「フラン」なりし一九〇一年四月一日に於て其會員の數増して五千に達したり又義會は其主旨を普及さしめむが爲め書籍を發刊するに決し之に海軍なる名を命し海軍大將を以て其主筆となせり其目的は人民一般に海軍思想を發達せしむるにあるのである

伊太利亞

伊國海軍義會の規則の公認を経たるは一九〇〇年五月一日にあり其規則の概要により其目的事業を摘記すれば左の如し

第一條 茲に一の協會を設立し之を伊國海軍義會といふ

第二條 我會の目的は本海軍並に商船團體の發達を圖る爲め有益なる運動を行ひ國內に海軍並に海事に關する思想を發揚せしめ伊國航海業を擴張せんとする總ての手段を翼賛せんとするにあり

第三條 本會は此主旨を普及せしむる爲め大に新聞紙を利用し特に海軍に關係ある大市府並に商業港を巡視する爲め特に會員の便利を設け又競争を促し集會を開く等苟も海事利益の發達に必要な各種の手段を施すべし

第四條 本會の事業は毎月發刊の雜誌に掲載し會員に配布す則ち海軍義會なる雜誌を以て本會の公報を發布す

以下畧す而して其發刊物として義會の公報を月々發刊し集會等に関する記事を載せ「リヴキスマ」は伊國海軍の擴張を唱道する隨筆雜誌として時々發刊して居る又該會の主旨を傳播する一手段として軍



艦の圖等を郵便葉書に載せ之に附記するに海軍の増設は最良の平和會議なり等の語を以てして居る一九〇〇年十一月廿四日伊國海軍義會は伊獨兩國の政治上の同盟を温め兩義會の共同主旨を擴張し即ち兩國海上の商業を擴張し且つ海軍を増加して宇内の平和を維持する一助たらしめむと欲し獨國義會と聯合したり而して其聯合の目的を達する爲め

一大に意見を交換する事

二發刊物の交換

三總會の際代表者を出す事

等を實行せむ事を期せり

西班牙

西班牙も昨年一月廿八日に同國首府マドリッドに於て開きたる集會に於て西國海軍義會の設立を確定した其規則の概畧は次の如きもの

である

第一條 西班牙海軍義會設立の目的は各般の正當手段を用ゐる國民の海上に於ける利益を發達し且つ總て海事に關する冀望と盡力を合同せしめんとするにあり (中畧)

第三條 義會の専務委員は會長一人、諸部長一人、取締役廿四人、

書記長一人、書記長補及出納員各一人とす

義會の諸部左の如し

一總務 國民の海事的事業に關し政治上、軍事上、或は經濟上關係ある諸人

二海運及び商業、船主、荷主、荷受人、及商人

三人事 海軍將校機關士其他海軍々人

四造船及艦裝、海軍造機局、船廠、製鋼所其他大製造所、彈藥其

他海軍需品製造者



五漁業及之に類似する事業、漁船長及船主、漁夫、魚類販賣者、鹽、港内等の販賣者等

六活潑なる戸外保養、教育、遊説、人命救助、遊船會、商船學校、

人命救助會其他諸協會及出版人

右の諸部には各部長一人及び取締役四人を置く

第一部長は本會の副會長にして該部の事務は専務委員の評議及び投票に附する事あるべし（以下略す）

又義會の目的は左の如し

一更に海事に關する業務再興の運動を傳播せしめ國民の教育並に精神の發揚を期する事

二漁業及び之に縁故ある實業を獎勵して之に従事するものを教育する事

三通商貿易を有用且つ有利的ならしむる諸手段の研究並其開達

四造船並に之に類似する事業の獎勵並に開發

五兩國商船業を充分發達せしめ之に従事する人員を教育する事

六各種の海事的遊戯を増設し且つ普及せしむる事

七船舶諸材料の製造を發達せしむる事

八國家の救治的並に經濟的所要に應し海軍を再興し海軍に屬する

國防を編制する事

九海軍の歴史並に文學を振興せしめ大戦勝及勇將の紀念祭を行ふ事

十海軍諸業に従事する諸員を聯接せしむる事

海軍義會は其組織定結次第國王の保護下に置き直接に英獨佛伊及白蘭諸國の海軍義會と通信を開設するに決した

之を要するに、西歐列國では、其國民の海事思想の啓發と同時に、海軍の擴張を努むる事、誠に我國人の豫想の外であらふと思ふ、實



に時勢は、一國の海軍と、其國民との關係を、歲月と共に増進さして、最早今日では如何に強大なる陸軍を有し、地理上如何なる位置を占て居る國でも、海上に大勢力を張る事の出来ない國は、世界で所謂強國と稱する班列に位する事が出来なくなつた、で何國を問はず、其海軍を擴張する事が、他の國に及ばないものは、國力の競争に於て迥かに背後に萎縮しなければならぬ、此事實は諸強國の共に是認する所で、米國でも此頃頻りに、海事思想を全國民の頭に注入する事を努め、又昔日のモンロー主義を止めて、帝國政策に傾いて來た、是れ皆時勢の推移で、人力を以て此推移に抵抗する事は出来ぬ、若し頑然守舊を執て海事の發達を企圖獎勵しなければ、遅いか早いか其殖産工業は、他に壓倒せられて、國威振はず國權伸びざる、一貧弱國となるのである、で西歐諸國近代の海軍義會は、昔時の如く艦隊建設の義舉（羅馬に於ける海軍義會即ち紀元前二百四

十九年羅馬は久しくカーセイシと海上の主權を争ひ其初めに當て戰ふ毎に敗衄し戰艦を失ふ事六百余隻に達し政府又海軍に望を屬せざるに至りしを羅馬の富豪巨族の輩一致團結して戰艦二百五十隻を建造し且つ其乗員を募集訓練して政府に献したり其結果カーセイシ艦隊と決戦し之を塵滅しカーセイシ榮華の夢一朝にして消散したり）あるを要しないか、又重要なる補助を與へたる例は少くないので、即ちナマル政府は自費を以て英國に年々一萬二千噸の石炭を供給し、カープ殖民地は、戰艦一隻を其母國に献納せむとして居る、夫れに海軍義會設立後、海軍應募兵の増加したる事は、著るしき事實である、我國人たるもの、考一考、一刻も早く、此種の協會を設立して、海軍の後援者と爲て貰いたいものである、今左に現時海軍國と稱する、列國の海軍力比較表を掲げて、如何に列國の海軍擴張に熱心なるかを示さふ、



(一九〇一年)

戰艦

英 佛 露 獨 伊 米 日

已成 五〇 二八 一五 一九 一五 七 七

建造中 一六 五 一〇 一〇 六 二 〇

裝甲巡洋艦

已成 九 七 二 四 五 二 六

建造中 二〇 一五 一 三 一 九 〇

防護巡洋艦

已成 一〇三 三八 三 一五 一六 一四 一四

建造中 四 二 一 七 〇 六 二

非防護巡洋艦

已成 二 七 三 二〇 〇 六 九

建造中 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

海防艦

已成 一〇 一四 一四 一一 〇 一五 四

建造中 〇 〇 一 〇 〇 四 〇

特務艦

已成 三五 一五 一七 二 一四 〇 一

建造中 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

驅逐艦

已成 八九 九 一〇 一二 三 三 二

建造中 二四 一三 二八 一五 八 一七 八

水雷艇

已成 九五 二三 一七 一四 一四 二〇 三八

建造中 四 四 二四 〇 〇 二 三六

潛航艇

海軍

各國海軍議會







世界にわたる其殖民地には各海軍根據地を設け又石炭貯藏庫も各地に散在し尙此等の連絡を保つため徧く海底電線を布設して海上主權の掌握を實行して居る

## 英國海軍の組織

海軍本部は海軍行政の中央機關で海軍政策艦船の製造等を企畫し海軍人員の指揮統轄を爲し又出師の準備を司て居る所である之には六人の委員が有て其委員の一人は海軍大臣で皇帝及議會に對して責任を有し三人の委員は軍事委員で艦船乗組人員及艦隊に關する事を司り他の一人は艦船の製造修理機裝及供給に關する事を掌り尙一名の委員は代議士で陸上に於ける凡ての海軍造營物に關する事を掌る文官委員である外に海軍牒報局なるものありて出師準備及外國海軍の牒報に關する事を掌て居る

將校の補充は彼の有名なる「プリマニヤ」と稱する老艦を以て學校

に充て十四歳乃至十五歳六ヶ月の年限内に於て海軍本部委員及將官又は佐官で艦隊の指揮權を有する者等の紹介撰拔したる者の内より其採用試験に及第したものを生徒となし艦内に於て一年四ヶ月間實地の練習をなす夫れから常備艦隊所屬の軍艦に配乗せられ尙教育訓練を續け此にて乗艦一ヶ年の後試験をなし始めて少尉候補生に進級するので尙は少尉候補生で四年間航洋艦船に在て實地の練習を遂げ後英國本土に歸り高等の教育を受けたる後漸く少尉となるのである此時は最早廿歳若くば廿一歳の青年と成て居る

兵員は主に長期志願兵で十六歳より徵募して若水兵練習所に入れ十八歳より卅歳に至るまで海軍に従事する事を誓約せしむるので凡て新兵は若水兵練習所に於て一般の海軍教育を受け後練習艦に乗組むで航海實務の稽古をなし次に水兵は砲術練習所に入所して海軍掌砲適任證を得るので此證がなければ進級が出来ない様な制度に成て居



る又水雷適任證は砲術の附屬となつて居る此いふ風で進兵は漸次上級に進級して下士又は准士官と成るのである又年齢卅歳に達した者の過半は海軍の服役を離れて民間の實業に従事するのである  
 況今英國海軍の將校左の如し

元帥 三名 大將 十二名 中將 廿名 少將 四十三名  
 大佐 二百四十五名 中佐 三百六十名 大尉 千五百五十名

外に海兵なるものが有て艦内警察事務を掌て居るか又備砲の配置にも當合はれる時かあるで此等の士官水兵海兵を合して總計十一萬四千余人の多數である

英國の艦隊

一海峽艦隊 戦闘艦八隻巡洋艦六隻を以て編制し尙ほ戦闘艦十隻海防艦三隻巡洋艦四隻の豫備艦隊を附屬せしめて居る又水雷驅逐艦三十余隻は常に武裝して各軍港に分配せられて居る

二地中海艦隊 此艦隊の根據地はマルマにあつて最も優勢なものである即ち戦闘艦十隻巡洋艦十隻水雷砲艦六隻驅逐艦十六隻及水雷布設船、水雷母艦等で編制せられて居る尙豫備艦艇として戦艦一隻水雷艇二十隻を有して居る

三支那海艦隊 根據地を香港に置き戦闘艦五隻巡洋艦八隻驅逐艦三隻砲艦六隻を派遣し益々極東に國威を振張せむ事を努めて居る

四大平洋及大西洋艦隊 前者は四隻の巡洋艦を以て編制し後者は三分遣艦隊より成り一は北米加奈太に根據地を据へ巡洋艦八隻を以て編制して其海岸を警衛して居る二は喜望峰並に亞非利加海岸(戦闘艦一隻巡洋艦七隻)三は亞米利加南東の海岸(二隻の小巡洋艦)を派遣して居る

五東印度艦隊及濠州艦隊 前者はトリノスリーを根據地とし巡洋艦六隻を有し後者は六隻の巡洋艦と若干の砲艦を以て組織せられ



てシドニーを根據地として居る

夫れで常備艦隊並に分遣艦隊に屬しない艦艇は之を豫備に編入して軍港に繋留して修理改造又は役務に差支なき準備をして居るのである、では等英國の海軍豫算額は實に一九〇〇年に於て已に七億二千萬「フランク」の巨額に達して居る何んと驚く可きものではないか次は佛蘭西

佛國海軍

佛國海軍は現時世界海軍國の第二位を占め尙ほ海軍擴張に努力して居る、で彼の潜航水雷艇の製造は此の輕佻なる國民の熱心なる希望に叶たもので目下尙ほ頻りに研究して居るが其結果は未だ充分なる効果を收むる事は出來ない然し世界各國では常に注意して居る

佛國海軍組織

海軍大臣の下に參謀部長が有て作戰の計畫をなし別に高等將官會議

が有て造船の計畫を立て又一般に對する方針を議定するのである海軍兵の員數は千九百年に於て四萬六千二百九十人の多きに達し其内の多數は海兵徵募法によりて徵募せられたもので即ち年齢十八歳に達したるものにして漁獵に従事し又は商船の乗組員たるものは凡て海軍兵籍に編入し二十歳に及んで之を召集し五ヶ年間現役に服し尙ほ二ヶ年豫備役に編入せられ必要に應じて隨時召集されるのである、各特種の技術は又夫々の學校練習所が有て其所で學習するのである

將校は主として兵學校出身者から成て居るので同校は、プレスト軍港にある老艦「ボールマ」を以て之に充て生徒は二ヶ年同校に於て修業し一年間練習候補生として練習艦に乘組み實地練習の上少尉候補生となるのである其士官以上の定員數は次の如きものである

中將 十五名 少將 三十名 大佐 百二十五名 中佐 二百十五名



大尉 七百五十四名 少尉 四百二十名 少尉候補生 百七十五名  
其他機關官主計官等あるが之れは省畧して次に艦隊の事を述よふ  
佛國の艦隊

一地中海艦隊 ツーロンを根據地となし海軍中將之れが司令長官となり甲鐵艦六隻巡洋艦四隻驅逐艦八隻水雷艇隊を以て編制し常に其乗員を充實して訓練怠りなくやつて居る

二北海艦隊 ブレストセルプール兩軍港を根據地となし海軍中將之に司令官と爲て居る所屬艦船の中海防艦五隻はセルプールを碇泊地となし甲鐵艦三隻宛を以て編制したる分遣艦隊はブレストを碇泊地として居る尙此外に裝甲巡洋艦二隻巡洋艦二隻水雷驅逐艦七隻並に水雷艇隊を以て編制したる一分艦隊ありて演習諸訓練を行つて居る

三極東艦隊 此の艦隊は前二艦隊に次げる大艦隊で漸次増勢して支

那方面に於ける佛國の權利利益を増進する事を努めて居る目下戰艦二隻巡洋艦六隻砲艦三隻を有して居る

尙ほ此外に大西洋太平洋印度洋艦隊等有て自國並に殖民地の警備に任じて居るで此等海軍の爲め支出する海軍豫算は、一九〇〇年に於て三億一千二百七十七萬六千百「フランク」である

#### 獨逸海軍

過去數年以來大に海軍の擴張を圖り戰艦巡洋艦の製造せられたもの甚多く今日では以前の防禦政畧を拋棄して進攻政畧を取り一千九百年議會の協賛を経たる廿年繼續の擴張案は實に莫大なる勢力である殊に 皇帝陛下の海軍擴張商權伸長に熱心なる猶ほ孜孜として海軍擴張の口實を講せられて居る

#### 獨逸海軍の組織

皇帝陛下は同國海軍統率權の主腦にして海軍將官を以て大臣に補し



參謀部に於ては出師準備作戰計畫等を掌て居る

千九百年の同國海軍々人の總計は二萬八千二百四十人で其兵卒は凡て國民の普通義務に出づるもので在て成年男子より徵集し現役三ヶ年豫備役四ヶ年を経て後備役に編入せられ卅九歳まで諸種の義務に服するのである

將校は凡てキールに在る海軍兵學校で養成されるので毎年滿十八歳以下の志願者に付き試験の上採用し六ヶ月間練習艦に乘組み實地練習の上尙ほ六個月外國航海に出懸て後歸國試験に合格した者を少尉候補生とするのである

千九百〇一年に確定したる海軍擴張案は甲鐵艦八隻を以て編制する主戰艦隊四個及豫備戰艦四隻一等巡洋艦八隻二等巡洋艦二十四隻水雷艇八十隻豫備艇二十隻を製造するので此等は千九百二十年に完成するのである尙ほ 皇帝は海外貿易保護の爲め一等巡洋艦十二隻二

等巡洋艦廿一隻を新造するの計畫を立てられたが未だ此れは議會の協賛を経ないのである

獨逸艦隊は沿岸警備の爲め甲鐵艦六隻を以て編制せられたる一艦隊と歐州大陸沿岸巡航の練習艦五隻と極東に有力なる一艦隊とを有して居る今極東艦隊の隻數を擧ぐれば甲鐵艦三隻巡洋艦四隻水雷艇四隻砲艦五隻となるのである

#### 露國海軍

露國海軍はバルチック、裏海、黒海、大平洋と此の四個の海軍に分たれて居るので裏海は本より波斯より外に敵もなく又四塞の湖海であるから只だ少數の砲艦を備へて海上警察の事を行て居るばかりである黒海又ダーダネルの海峡が自由に通航せられない以上は優勢な海軍を此處に置いて海上の保安を保つ必要もないので目下の處では大なる價值を持て居る軍艦は配置されて居ないのである次はバルチック



艦隊だが此の方面では露西亞の通商貿易額の三分の一を占めて居るので露西亞も此方面には比較的優勢の艦艇を配備して居るが此バルチック海は一年三分の一は氷結して航海の途を絶つ有様である又獨逸海軍の勃興が此波羅的海の海權を脅迫する事に成つたから、露西亞が充分此の海上の主權を掌握する爲めには多大の國帑を費さなければならぬ夫れで露西亞が國家の疲弊を顧みる事なく此の方面に優勢なる攻勢艦隊を造つたとして其利益が果して國帑の消費を償ふかと云ふと中々そふでないので一朝波羅的海に戦争が始まつて露西亞が全然守勢を執つて防禦の位置に立たして其海上の主權を抛棄し海上の輸送を断たれても露西亞は決して此方面からの供給を仰がなかつても優に自衛が出来るのみならず此方面の陸上には數多の軍團が配備されてあるから敵兵の上陸は容易に出来ない殊に前にも云つた通り一年殆んど半は結氷するのであるから此障害は又非常に守勢を執

るに便利を與へて居るのである又地を替て此方面に多大の國帑を費して攻勢を執るにしても北海方面には一の根據地もなし丁抹海峡は丁、瑞、諾の三國に由て箝制せられて居るから獨逸一國に對しても充分なる利益を確保する事は六ヶ敷ので進んで英利西、地中海に活動を試みるなどは尙更ら望なき事であるから露西亞では此方面の海軍には余り重きを置かないで新勢力の殆んど全部は東洋海軍に派遣するのである、で此の東洋艦隊は最も露國の重きを措く處で其主敵とするのは勿論我國なので未來に於ける露國海軍政策の焦點となる處のものは此艦隊であるから我國人たるものは此方面に於ける露國海軍の増勢に就ては充分の注意を怠てはならないのである

## 露國海軍組織

獨逸と同じく 皇帝陛下は即ち統率權の主腦でアレキス親王(元帥)の下に海軍大臣が有て軍政を掌り外に將官會議海軍參謀本部の二大



機關が有つて作戰の計畫出師の準備を司て居る

海軍下士卒の總數は四萬五千人ありて皆徴兵制度に由て募集された者である現役七ヶ年で下士は卒より進級するのである元來露國兵は無學無智の徒の集合體で下士卒は決して士官に任ずる事は出來ないのである

將校は貴族若くは海軍士官の子弟に限られて居るので其補充の方法二途あつて一は海軍兵學校より出身するもの一は特別の志願に出づるものにして乗艦一年の後試験を終へて任官するものとの二つである兵學校はセント、ペトルスベルグにありて各種の練習艦之に附屬し學年六個年の後少尉候補生と成るのである

又同國の義勇艦隊は千八百七十七年露土戰爭の時運送船の欠乏を來したので同國の富豪相謀りて獨逸に注文して製造したのであるが其廻航して來た時分には已に戰局を結た時であつたから其當初の目的

を達する事が出來なかつたので是等の新造船を以て一の義勇艦隊を組織し平時は軍需品及商品の輸送に従事し戰時若くは有事の日には巡洋艦又は運送艦として代用せられるのである其後段々大船を新造して一萬噸以上のものが多い其總數十二隻で北清事變の際の如き數多の陸兵は此等義勇艦隊の運搬した所であつた

#### 伊國海軍

今では世界海軍國の第七位に居るけれども昔は第三位に居て隨分巾を利かしたのである現今財政も稍往時の紊亂を恢復して來たから銳意海軍の擴張を計り已往の盛觀に復さむ事を努めて居る

#### 海軍組織

海軍大臣は大將を以て補し次官に海軍中將を用ひ別に軍令部ありて出師準備、兵器、造船の事を掌て居る一九〇〇年の海軍々人の總計は二萬四千五百人で海邊の壯丁を徵募して現役四ヶ年豫備八ヶ年の



兵役に服せしむるのである士官は凡て海軍兵學校より出身するので其採用は年齢十九歳未滿の者に限られて居る此兵學校はリボルノにあつて學年三ヶ年の後六ヶ月遠洋航海をなし歸國の後少尉に任命されるので尙ほ中尉に進級すれば再び入學して特種の諸技藝及高尚なる學理を研究するのである

造船所 伊國は最も大なる軍艦を製造するに適したる數多の造船所を有して居る即ちスベムヤカステルマレ及ウエニス等である伊國は其驅逐艦及水雷艇は外國の私立造船所に注文した事は有たが巡洋艦とか他の艦船は大概自國の造船所で製造するのである又アンサルトポーチント及オルランド等の各私立造船所に於ても同國の戰艦巡洋艦を製造した事が尠ないのであるが一時伊國財政困難の際にアンサルト造船所で甲鐵巡洋艦四隻を製造したが政府は其竣工と同時に其二隻をアルゼンチン共和國に一隻を西班牙に賣却した又オリランド

造船所でもウエルスなる巡洋艦を製造したが是又アルゼンチン共和國の手に落たのである

伊國の軍艦は之を三種に區別し第一常備のもの第二半武装のもの第三豫備に屬するものと爲て居る常備艦には常に全定員を置き半武装艦には士官を充實し下士卒の一部分を減じ豫備艦に在るは只僅少の乗組員を置くばかりである此の常備艦は地中海艦隊に屬するもの、分遣艦隊に屬するもの練習艦に屬するもの等の數種別があるのである

千九百年に於ける海軍豫算は一億二千二百七十七萬四千「フランク」にて有た

頃日議會に於ける海軍豫算に對して議員の重なる論旨は從來伊國海軍の方針は一定の卓見なく一時姑息の計畫に止まり所謂一文吝みの百知らずであるから何の用にも立たない今日伊國に取りては海軍の



擴張を計るは急務なり故に當局者は國家百年の大計を確定して大に其面目を改め徒らに姑息の計畫に過ぎるときは恰かも金を窓より放擲するに異ならず又現に海員の不足なるものありて一端有事の日に際し如何に國威を發揚して國益を増進保護する事を得るやと大に海軍擴張を促して居るのである

## 海

## 軍終

## 附 録

## 獨逸皇帝の海軍擴張に關する演説

獨逸皇帝の海軍擴張に熱心なる次の演説に依ても知る事が出来る此の演説は獨逸軍艦「カイゼルカル、デルグローゼ」號の進水式に際しハンブルヒの公會堂に於て述べられたのである

歴史上の紀念日(此日先帝の誕生日なりし)に於て滿堂の諸卿と共に此宴を與にするは朕の深く喜ぶ所なり朕は歴史上名殘を留むるハンブルヒに來り活潑なる生活の波濤に浴する毎に常に強健なる度を増大するかの如く感ずるなり

今日父母の國の國防力の一原素に新たに一の浮動力を與へ得たるは實に喜ばしきの至りならずや此造船事業に従事したるものは此新造



軍艦の頓て卓越なる任務に服する事を以て胸臆を満たすならん然り吾人に必要缺く可らざるものは獨逸國の強大なる艦隊是なり此新艦の名は吾人をして舊獨逸帝國の盛時と「カル、デルグローセ」の名帝王たるを遐想せしむるものなりハンブルヒの創立は實に此時に在りき

軌近に至り我父母の國はウイルヘルム大帝に依て新たに一帝國を創造し且内に闘くの争を癡め外に向て卓然威稜を顯揚せんと欲す今日此盛大なる進水式場に於て吾人は獨逸人の團結に依るに非れば我國の希望を充分に遂行する能はざるを感せずんばあらず然るに威稜を發揚し國民の希望と利益とを外方に向て充たす爲めには海上威力の増加が如何に必要なるかを考へざる可からず  
夫れ然り然りと雖我國民は此事に關し感覺を喚起する事甚緩にして遺憾ながら無益なる黨派の争に依て其力を消耗するの有様にあるに

あらずや之に因て我獨逸國民が利益と政略の一致の大問題は如何に遍々として進歩を爲したかを觀察し來れば朕は深く慨せざらん事を欲するも得べからざるなり

吾人は須らく吾人の周圍を回看するを要す此兩三年以來世間が如何に其状態を豹變したるかを見よ老朽國は沈淪に垂んとし新小國は駭々乎として發達し來るにあらずや近來一國民より突然起て世界の競争者の位置に等しく進入し來れり此國民は近く此の頃迄唯僅かに有識者の知る所となりたるものなり都て今日の事は萬國の國民に關することも一國民に關する事も日進月歩往事一世紀を以て成就したるものを今日に在ては僅かに數月の内に成就するに至れり  
之に依て之を見れば獨逸帝國並に獨逸國民の任務は廣且大に並に朕が政府の任務は重且深く之が其結果を得んとするには國民の一致を以て黨派心を脱し以て朕の補翼を成形するに非れば能はざる所なり



之が爲め獨逸國民は黨派心を脱し往時より無制限政治上に批評を爲す事を變じ國民の利益を以て本分と爲すことに犠牲を供せざる可からず

八年前に於て議會に向て請求し且つ警告したることにして若も當時賛成せられたらんには今日已に海上の勢力を増大し盛大なる海外商權を得たりしならむ

然れども朕は決して忠實熱心なる此希望を棄るものに非ず如何となれば獨逸國民は我父母の國の爲め忠實熱心なることに就て疑を容れざればなり十月祭に於て山上に船上する祭火並に先帝の誕生日に於ける祝祭日明かに之を證するものなり實に先帝並に老帝陛下は其三輔弼の獻芹に依て我獨逸國を創建したり是吾人に遺されたる貴重の賜にあらずして何ぞや

齷齪として互に相反目し各黨派の爲めにする代りに國民一致して國

事に缺掌する恰かも十月祭の如くならば我獨逸の盛大なる花を觀且之が成果を收穫する事を得るならむ獨逸國をして内に顧る所なく萬國の表に卓立せしめ諸外國の發達に注目し父母の國の發達の爲めには喜で犠牲を供し黨派心を脱却し各其國君並に獨逸の帝に對し忠實一致せば我獨逸國民は父母の國の爲めに海上に大なる船艦を要求するの助を爲すならむ是朕の大に希望する所なり

茲に諸卿の健康を祝する爲めに滿杯を奉ぐ

又下院に於けるブユロー伯の大演説は次の如きものである

刻下宇内の大勢は大西洋以外にある我殖民地の利益を從來吾人が爲し來りたる所よりも尙一層熱心に保護せざる可からざる事を吾人に余義なくせり

凡そ國際上事件の起るは之を豫知する事極めて難しとす諺に曰く世界の區劃は毎世紀に一變すと夫れ然り第十九世紀に於て英國の其殖



民地を増殖したるは寔に廣大にして佛國は阿米利加北部に一大國を建設し露國も亦亞細亞に向て必勝の進路を開拓せりサリスベリ侯は實に左の如く言へり曰く強者は愈強に弱者は益々弱なりと吾人は外交上に於て將た商業上に於て固より他國民を侵撃すること欲せずと雖復た他國民より侵撃を受くる事も亦欲せざるなり今の世は恰かも一支點上に平均を保つ天秤の如きものなり吾人は他國民が其動作を逞ふするを對岸の火災視すること能はず加之兵力に依る事なくして通商の方法を以て大獨逸國の名稱を世界萬國に公告せむと欲するものなり然れども吾人は列強との交親を保てり相互條款に據て何時と雖英國と共に動作するの準備あり而して列強との交親をして是の如く良好ならしむるには須らく優勢なる艦隊を創設せざる可からず蓋し平和は將來に於ても果して持續し得らるべきや否や吾人は之を豫知する事能はざるが故なり

新に起る所の問題は多くは吾人の意思に適するものよりも寧ろ適せざるものにして其他は危険なる恐慌に依て常に終局せらるる則ち吾人は如何なる仇敵の攻撃に對しても之を能く防遏することを得る艦隊を作成することを必要とす

獨逸の外交政策は侵畧的に非ず妄想的に非ず又敢て擾亂を挑發するものに非ず吾人豈に好で餘國の利益を侵害するものならんや

三國同盟は更變する所なく又露國とは親厚の交誼を有せり露國との親厚交誼なる爲め歐土の忠に於ける我地位は最も安全なり而して此の地位を將來に維持せんと欲せば優勢なる艦隊に依らざる可からず各強國は皆其海軍を擴張したり伊國の如き其財政の不如意なるも尙ほ然りとす故を以て吾人は我海軍を較著に且迅速に擴張せざるときは露、伊、佛、合衆國の側に立つ事能はざるなり而して又我商業と殖民地を保護するに足る優勢の海軍なきに於ては吾人は我生命と頼む所の



利益を擧げて危険に委するに至るべし  
最終十年間は吾人に最と僥倖なる時期なりき國運は國力と共に發達して外交に通商に誇るに足るべきもの無きに非ず然れども獨逸が督て外交上に於て微弱期に在りたるるとき之を慶賀したる國民ありしに非ずや而して斯の如き時機は復た歸來すること無しと必ず可けんや要するに強大なる陸軍力なく又優勢なる海軍力なきに於ては吾人は將來一層の繁盛を望む可らず知らず獨逸は第廿世紀に於て強國たらんと欲するか將た弱國たらんと欲するかと  
此プエロシ伯の演説は大喝采を博し熱心なる喚呼を以て迎へられたのである、

### 海軍兵學校生徒志願者心得

第一條 海軍兵學校生徒ヲシテ志願スルモノハ本年七月ニ於テ年齡滿十六年以

上滿二十年以下ニシテ身體檢査及學術試験ニ合格シタル者ヨリ其成績順序ニ從ヒ所要ノ人員ヲ採用ス但シ試験成績同點數ノモノアルトキハ年少者ヲ採用シ同年齡ナルトキハ抽籤ニ依リ當籤者ヲ採用ス

第二條 左ノ諸項ノ一ツニ該ルモノハ生徒ニ採用セス

- 一 有妻ノ者
- 二 禁錮以上ノ刑ニ處ラレタルモノ若ハ賭博犯ノ處分ヲ受ケタルモノ
- 三 復權ヲ得サル家資分散者破産者若ハ身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザルモノ若クハ其相續人
- 第三條 生徒ハ入校ノ日ヨリ海軍兵籍ニ編入ス
- 第四條 生徒ハ入校日ヨリ手當金ヲ給シ被服其他修學費用ニ充テシム
- 第五條 生徒ハ情願ヲ以テ退校スルコトヲ得ズ
- 第六條 生徒ハ左ノ諸項ニ該ルトキハ退校セシム
  - 一 將校タル器量ニ乏ンキモノ



- 二 品行不良或ハ怠惰ニシテ訓戒ヲ加フルモ改悛セザルモノ
  - 三 試験成績不良ニシテ卒業ノ目的ナキモノ
  - 四 傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ先途役務ニ堪ヘ難シト認ムルモノ
- 第七條 志願者ハ父兄親族其他一家ヲ爲ス身元確實ナル者二名ヲ以テ保證人トナス可シ

第八條 志願者ハ志願書(第一号)ニ誕生證書(第二号)及履歷書(第三号)ヲ添ヘ地方長官(寄留者ハ其地ノ地方長官)ノ奥書證印ヲ受ケ海軍兵學校長ニ差出ス可シ

第九條 志願者官立道廳府縣立中學校若クハ明治三十二年海軍省告示第三號ニ依リ海軍大臣ニ於テ之レト同等以上ノ學科程度ヲ具備スルモノト認定シタル公私立學校ヲ卒業シタル者及身體検査ノ際マデニ卒業スベキ者ナルトキハ當該校長若クハ校主ト第四號書式ニ從ヒ志願者ノ學力品行證明書ヲ密封トシ試験開始前直ニ海軍兵學校長ニ差出ス可シ

第十條 前條ノ志願者ヲ除ク他ノ志願者ニ在テハ志願書ヲ差出スト同時ニ教育ノ擔

任シタル學校ノ校長若ハ校主(家庭教育ヲ受ケタルモノノハ其教師)ハ第五號書式ニ從ヒ志願者ノ學力品行證明書ヲ密封トシ直ニ海軍兵學校長ニ差出ス可シ

第十一條 志願者ハ前以テ地方醫師ノ身體検査ヲ受ケ置キ検査ニ出ルトキ身體検査證(第六號書式)ヲ携帯スベシ若シ之レヲ携帯セザルトキハ検査ヲ行ハズ

第十二條 身體検査ニ合格セザル者ニハ學術試験ヲ行ハズ

第十三條 疾病畸形其他ノ身長體量胸圍等不足ニヨリ身體検査ニ適合セザル者ハ大略左ノ如シ

- 一 肺癆、咯血、腺病、癩狂、梅毒、癩病等ノ素質アル者
- 二 發作性ノ疾病アル者
  - 發作性ノ疾病トハ總テ時々發歇スル所ノ病ニシテ其ノ類例左ノ如シ
  - 癩癩、胃瘰、喘息、眩暈、心悸亢進、癱瘓質斯性疼痛、偏頭痛等
- 三 狹窄症、鼻竇、食道、尿道、肛内等ノ狹小トナリタル疾アル者
- 四 内痔症(通利ノ際肛門ヨリ出血シ或ハ痔核ノ脱出スル症)アル者



- 五 宿痾舊創ニ由リ患フル所アル者
- 六 自己識得ノ疾患アル者
- 七 身長五尺一寸ニ達セシモノ
- 八 體重十二貫ニ達セザルモノ
- 九 胸圍二尺五寸三分ニ達セザルモノ
- 十 胸廓擴張一寸八分ニ達セザルモノ  
但十七年以下ニシテ身長體重胸圍等些少ノ不足アルモ無病健全ニシテ發育ノ目的アルモノハ檢査ノ上採用スルコトアル可シ胸圍ハ尺帶ヲ後ハ兩肩胛骨下角ノ下、前ハ左右乳頭ノ直下ニ於テ水平ニ圍繞シ兩上肢ヲ垂レシメ呼吸ノ中間ヲ取り測立ス
- 十一 發育、身長、體重、胸圍等ニ不足ナキモ其ノ他ノ發育不全ニシテ身體薄弱ノ者或ハ年齡不相應ニ身長ノミ發育シ身ノ長ニ比スレバ體重輕ク頸長ク胸廓扁平癆瘵質ノ徵アル者其他脂肪過多、羸瘦著シキ者

- 十二 皮膚、慢性皮膚病、腋臭、知覺麻痺、知覺過敏、内部ノ疾患ニ因テ施ス所ノ著シキ發泡打膿ノ痕跡、頭面部部ニ巨大ノ瘡痕醜形ヲ呈スルモノ其他各部ノ瘡痕巨大ナラザルモノ骨ニ密著シテ動搖セザル者、癩風、母斑面部ニアリテ著シク醜形ヲ呈スルモノ
- 十三 眼目、眼瞼ノ畸形、眼瞼下垂、顆粒性結膜炎、睫毛亂生症、淚管癭、翼狀贅片、斜視、角膜及虹彩諸病視力二十尺(六米突)ノ距離ニ於テ「スチルン」氏視力表二十號(六號)ヲ明視シ得ザルモノ及臙色ハ赤、綠、紫、等ノ色ヲ識別スルコト能ハザルモノ
- 十四 耳、内外聽道ノ疾病殊ニ鼓膜穿孔、耳漏、片耳若クハ兩耳耳聾或ハ低聲ヲ聽取シ難キモノ
- 十五 鼻、鼻ノ畸形、鼻骨鼻軟骨ノ疾病、鼻茸鼻竇狹窄或ハ閉塞アル者
- 十六 口咽、舌唇齒齦、口蓋或ハ扁桃腺ノ著シキ疾病畸形齒牙不足若クハ不良ニシテ機能ニ障碍アルモノ



- 十七 手足、四肢ノ著シキ不同、内彎外彎、扁手足或ハ筋力ノ薄弱指趾ノ缺損或ハ畸形下肢靜脈ノ著シキ怒張スルモノ
  - 十八 胸腹、胸腹ノ畸形心悸亢進(著シキモノ)心肺ノ疾患呼吸短促、慢性咳嗽聲音嘶啞、肋膜炎後ノ障害、腹部、腫脹膨滿、脱腸、腹輪ノ薄弱或ハ膨脹
  - 十九 脊梁、頸背、腰推及骨盤ノ諸疾患アル者
  - 二十 會陰、内痔外痔、(著シキモノ)痔瘻「ユンシロマタ」肛門罅裂脱肛等アルモノ
  - 二十一 生殖器、睪丸諸病著シキ精系靜脈怒張片睪若クハ兩睪ノ下降セザルモノ 癱疾尿道狹窄下疳真包莖、小便失禁、尿道瘻等アル者
  - 二十二 精神及言語精神異狀言語障礙或ハ啞吃等アル者
- 第十四條 學術試驗規格ハ左ノ如シ
- 漢文 白文訓點(史類)
- 作文 記事論文 眞片假交リ文

- 英學 英文和譯 和文英譯 書取 會話 文法
  - 數學 算術 代數 平面幾何 平面三角
  - 地理 日本並外國地理及地文
  - 歴史 日本、外國
  - 物理 物質性、熱音、光、電氣、磁氣、
  - 化學 無機
  - 圖畫 幾何畫 自在畫
- 備考 一 試驗程度ハ中學校全科卒業ノ學力ニ比準ス
- 二 英學ノ外受験者ノ望ニヨリ佛、獨、露、ノ外國語學ヲ試驗ス但願書中本文ノ次但書ノ前ニ「何語學受験願度」旨記載ヲ要ス
- 官立道廳府縣立中學校ノ卒業證書及當該校長ノ學力善良品行端正ノ證明書ヲ有スルモノ若クハ明治三十二年海軍省告示第三號ニ依リ海軍大臣ニ於テ官立道廳府縣立中學校ト同等以上ノ學科程度ヲ具備スルモノト認定シタル公私立學校ノ卒業證書及當



該校長若クハ校主ノ學力善良品行端正ノ證明書ヲ有スル者ハ第一項記載ノ學術試驗科目ヲ試驗スルコトナク特別學科試驗ノミヲ施行ス其ノ科目ハ左ノ如シ

漢文 白文訓點 (史類)

作文 記事論文 眞片假名交リ文

英學 英文和譯 和文英譯 書取 會話 文法

數學 算術 代數 平面幾何 平面三角

備考 英學ノ外受験者ノ望ニヨリ佛獨露ノ外國語學ヲ試驗ス但シ願書中本文ノ次但書ノ前ニ「何語學受験致度」旨記載ヲ要ス

第十五條 學術試驗ニ於テ受験者ノ心得ベキ箇條左ノ如シ

- 一 受験當日指定シタル時間迄ニ試験場ニ出頭セザルモノハ試験ヲ受クルコトヲ得ズ
- 二 自ノ書類ハ一切携帯スルヲ禁ズ但シ要用ノ筆墨硯小刀圖引具ハ之レヲ持參スルモノトス

三 問題ハ會話ヲ除ク外總テ筆答トス

四 問題ノ文意等ハ一切質問スルヲ禁ズ

五 答紙ニ塗抹多ク字畫明瞭ナラズ又數學ニ於テ運算解式ナク答ノミヲ記スルモノ總テ無効トス

六 答ハ必ず時間内ニ出スモノトス時限過グル後ニ出ストキハ無効トス

七 答紙ヲ出ス迄自席ヲ離ル、コトヲ許サズ

八 検査場ニ於テ一切他人ト言語ヲ交フルヲ禁ズ

第十六條 志願者ハ身体検査ノ際新ニ撮影(着帽ヲ禁ス)セル紙寫眞(裏面ニ族籍氏名ヲ自書ス可シ)一葉ヲ携帶シ試験委員ニ差出ス可シ

第十七條 官立道廳府縣立中學校若クハ海軍大臣ニ於テ之レト同等以上ノ學科程度ヲ具備スルモノト認定シタル公私立學校ヲ卒業シタル志願者ニ在テハ學術試験ノ際卒業證書ヲ携帯シ試験委員ニ差出ス可シ

第十八條 志願者ハ洋服又ハ袴ヲ着用ス可シ



第十九條 志願者何等ノ事故アリト雖モ之ノガ爲メ時日ヲ延バシ検査ヲ行フコトナシ

第二十條 志願者検査地ヘノ往復並ニ滞在費等ハ一切自辨タル可シ

第二十一條 生徒ヲ命スルト否トハ本人願書ニ奥書シタル府縣廳ヲ經テ保證人ニ達ス

第二十二條 生徒ヲ命ズ可キ者ニハ本人現在地ノ兵學校迄ノ里程ニ應シ相當ノ旅費ヲ支給ス

第一號書式 用紙美濃紙ニツ折一通

海軍兵學校生徒願

某 儀

海軍出身志願ニ付御検査ノ上兵學校生徒ニ採用被下度御許可入校ノ上ハ御規則嚴重ニ相守可申ハ勿論拙者身上ノ儀ハ何事ニ限ラズ身元保證人ニテ引受可申候依テ保證人連署此段奉願候也

但シ 東京(長野)(金澤)(京都)(青森)(仙臺)(山口)(廣島)(鶴岡)(松江)(高知)(熊本)(鹿兒島)ニ於テ御検査相成度此段申添候也

「事故アリテ受檢地ノ變更ヲ望ムキハ六月廿日マデニ其旨兵學校長ニ届出スベシ」

年月日

戸主(離子弟)

氏

名印

明治何年何月何年何ヶ月

保證人

何府(縣)華(士)族平民

何國何郡市(區)何町(村)何番地

氏

名印

保證人

何府(縣)華(士)族平民



何國何郡市(區)何町(村)何番地

氏 名印

海軍兵學校長氏名殿

前書相違無之候也

年月日 地方長官爵 氏 名印

第二號書式 用紙美濃紙ニツ折一通

誕辰證書

何府(縣)華(士)族、平民

氏 名

誕辰 何府(縣)何國何郡市(區)何町(村)ニ於テ何年何月何日生

右之通相違無之候也

年月日 保證人 氏 名印

全 氏 名印

前書保證候也

年月日 何府(縣)何國何郡市(區)何町(何村)

戶籍吏 氏 名印

第三號書式 用紙美濃紙ニツ折一通

履 歷 書

何府(縣)華(士)族、平民

戶主或ハ何某男又ハ兄、弟、伯、叔、甥、附籍

氏 名

一住所(國郡市區町村番地ヲ詳記シ寄留ノ者ハ寄留地ノ住所ヲモ詳記スベシ)

但シ履歷書進達ノ後現住地ヲ變更シタルトキハ新市區町村長ノ與書證印ヲ受

ケ其ノ旨海軍兵學校長ニ届出ツベシ

一生長ノ地名(同上)

一祖父母、父母(養子ハ養實共ニ之ヲ記ス亡ナレバ亡ト記シ父兄位動アレバ存亡共

兄弟、姉妹名(養子ハ養實共ニ之ヲ記ス亡ナレバ亡ト記シ父兄位動アレバ存亡共







海軍

百五十二

氏名

一在學年月

一教授科目及其ノ程度

一各科試驗成績

一修學進歩上ノ意見

一品行

右證明候也

年月日

何府(縣)何郡市(區)何町(村)何番地  
何學校長(校主) 氏名印

海軍兵學校長氏名殿

第六號書式 用紙美濃紙二ツ折一通

身體檢査證

何府(縣)華(士)族、平民

氏名

右精細檢査候處其ノ體格海軍兵學校生徒志願者心得第十三條ニ抵觸セザル者ト思  
考候也

年月日

何府(縣)何郡市(區)何町(村)何番地  
檢査醫 氏名印

海軍機關學校も兵學校志願者心得と畧同じ事であるから之を畧す

附 錄 終

百五十三



明治三十六年二月廿五日印刷  
全 三十六年三月三日發行

海軍  
著作權  
所有  
定價金卅五錢

著者

匝 瑳 胤 次

發行兼印刷者

東京市日本橋區通一丁目十七番地  
青木恒三郎

印刷所

大阪府西區新町北通一丁目六十五番屋敷  
嵩山堂印刷部  
電話西七八貳番

發行所

大阪府東區心齋橋筋博勞町角  
青木嵩山堂  
電話東東貳五〇番

發行所

東京市日本橋區通一丁目角  
青木嵩山堂  
電話園本局七八九番

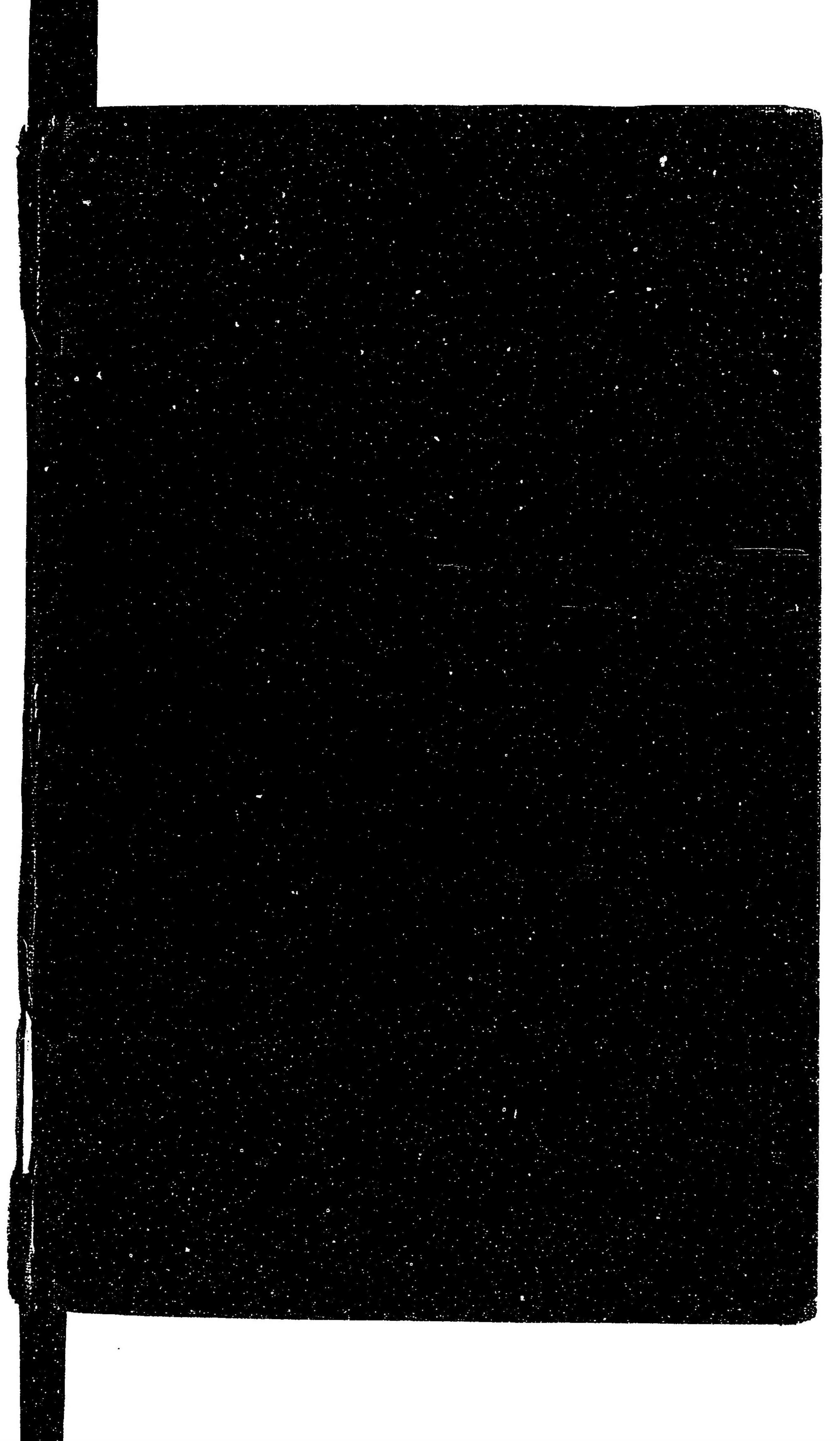
賣捌所

勢州四日市市堅町  
嵩山堂支店



96  
180







052584-000-5

96-180

海軍

匝瑳 胤次/著

M36

BFH-0024

